

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年3月25日

【事業年度】 第6期(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 カルナバイオサイエンス株式会社

【英訳名】 Carna Biosciences, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉野公一郎

【本店の所在の場所】 神戸市中央区港島南町一丁目5番5号

【電話番号】 078-302-7039(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 島川 優

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区港島南町一丁目5番5号

【電話番号】 078-302-7039(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 島川 優

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月
売上高 (千円)					499,570
経常損失 () (千円)					346,614
当期純損失 () (千円)					503,039
純資産額 (千円)					1,789,195
総資産額 (千円)					2,070,801
1株当たり純資産額 (円)					33,587.30
1株当たり 当期純損失金額 () (円)					9,814.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)					86.4
自己資本利益率 (%)					
株価収益率 (倍)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)					267,673
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)					313,874
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)					813,102
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)					1,432,132
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)					46 〔3〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第6期より連結財務諸表を作成しておりますので、第5期以前については記載しておりません。

3 第6期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。

4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6 株価収益率は、平成20年3月24日までは当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、また平成20年3月25日からは、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

7 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月
売上高	(千円)	131,105	209,480	405,002	513,922	483,245
経常損失()	(千円)	386,442	517,693	269,771	158,861	333,790
当期純損失()	(千円)	386,707	519,304	332,956	179,829	490,215
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)					
資本金	(千円)	731,700	731,700	1,521,700	1,521,700	1,964,570
発行済株式総数	(株)	28,690	28,690	44,490	44,490	53,270
純資産額	(千円)	866,790	358,615	1,652,888	1,435,920	1,807,202
総資産額	(千円)	1,080,847	564,622	1,938,577	1,622,375	2,089,358
1株当たり純資産額	(円)	30,212.28	12,499.66	37,151.91	32,275.11	33,925.33
1株当たり配当額 (うち、1株当たり 中間配当額)	(円)	()	()	()	()	()
1株当たり 当期純損失金額()	(円)	18,710.33	18,100.53	7,856.17	4,042.02	9,564.20
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)					
自己資本比率	(%)	80.2	63.5	85.3	88.5	86.5
自己資本利益率	(%)					
株価収益率	(倍)					
配当性向	(%)					
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)		517,347	181,498	192,603	
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)		15,635	86,383	66,228	
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)		25,000	1,521,701	50,000	
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)		255,115	1,509,014	1,201,029	
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	25 〔2〕	31 〔1〕	32 〔2〕	39 〔3〕	45 〔3〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第2期から第5期までの持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3 第6期より連結財務諸表を作成しているため、第6期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

4 第3期及び第4期の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。また、第5期及び第6期の財務諸表については、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。

5 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

7 株価収益率は、平成20年3月24日までは当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、また平成20年3月25日からは当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

8 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

2 【沿革】

(1) 当社設立の経緯

平成11年4月にオランダの製薬企業 Organon N.V. (現Organon BioSciences N.V.、以下、「N.V.オルガノン」)は、鐘紡株式会社より新薬事業の営業譲渡を受け、この中の研究部門が母体となり、同社の日本法人である日本オルガノン株式会社(以下、「日本オルガノン」)内に医薬研究所が開設されました。当該研究所は、平成13年よりキナーゼ(*)に特化して、新規キナーゼ(*)探索、遺伝子クローニング(*)、キナーゼ(*)の発現、キナーゼ(*)アッセイ(*)系構築を行ってきました。ところがその後、N.V.オルガノンは、主力製品の特許切れにより業績に陰りが見えたため、全世界的なリストラを開始し、その結果、平成14年11月には日本オルガノンの医薬研究所の存続が不透明となったため、当時の日本オルガノンの医薬研究所の幹部である当社創業メンバーは、医薬品のターゲットとしてキナーゼ(*)が高い注目を集めていることから、キナーゼ(*)関連の創薬及び創薬支援事業には大きなビジネスチャンスがあると判断し、日本オルガノンから分離・独立してバイオベンチャーを設立することを日本オルガノン及びN.V.オルガノンに打診し、話し合いの結果、平成15年4月にカルナバイオサイエンス株式会社を設立しました。

(2) 当社社名の由来

当社の社名である「カルナ(Carna)」はローマ神話の「人間の健康を守る女神」です。また「身体の諸器官を働かせる女神」、「人間生活の保護女神」などとも言われています。

当社は生命科学「バイオサイエンス(Bioscience)」を探究することで「人々の生命を守り、健康に貢献することを目指す。」ことを基本理念としています。当社はまさに「カルナ(Carna)」でありたいと思っています。

年月	概要
平成15年 4月	日本オルガノン株式会社をスピンオフし、兵庫県神戸市にキナーゼ(*)に特化した創薬支援事業及び創薬事業の展開を目的として、カルナバイオサイエンス株式会社(資本金10百万円)を設立
平成15年 10月	神戸国際ビジネスセンター(KIBC)にて業務を開始
平成16年 8月	神戸バイオメディカル創造センター(BMA)に研究室を新規開設し、低分子化合物(*)の初期評価を行うための動物実験を開始
平成19年 10月	創薬研究(*)の更なる加速を目的として、神戸健康産業開発センター(HI-DEC)に化学実験施設を新規開設
平成20年 3月	ジャスダック証券取引所NEOに株式を上場
平成20年 4月	CarnaBio USA, Inc.をアメリカ合衆国マサチューセッツ州に設立(現 連結子会社)
平成20年 12月	神戸バイオメディカル創造センターに本社及び研究所(以下、「本社」、「BMAラボ」という。)を移転集約

(注)*を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

3 【事業の内容】

(1) 事業の背景

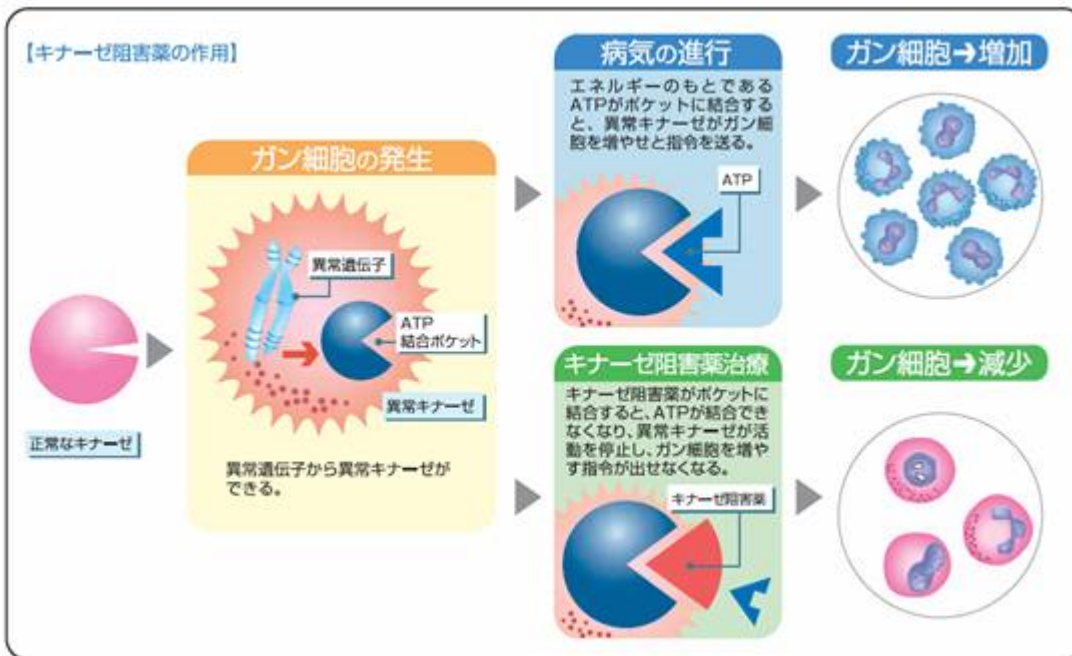
キナーゼ(*)について

人がガン、炎症、リウマチなどの病気になると、体の中では細胞の異常な増殖、分化が起こっています。この原因と考えられている分子のひとつに、細胞内外の情報伝達をつかさどるキナーゼ(*)と呼ばれる酵素があります。当社は、このキナーゼ(*)に焦点をあてて研究開発を行っております。

キナーゼ阻害薬(*)の活躍

ガン、炎症、リウマチなどの増殖性疾患では、ある特定の細胞のキナーゼ(*)が異常な増殖や分裂を引き起こしていることが明らかになっていました。しかしながら、キナーゼ(*)は細胞の機能維持において大変重要な働きを担っているため、キナーゼ(*)を阻害する薬は副作用が強いのではないかと懸念されてきました。

その流れを変えたのが、平成13年に米国で販売が開始されたBCR-ABLチロシンキナーゼ(*)を阻害する慢性骨髄性白血病治療薬のGleevec[®] (一般名：Imatinib mesylate、製造販売元：Novartis AG)の成功です。この成功により、特定のキナーゼ(*)のみを抑制する、安全で有効な分子標的治療薬(*)の研究が製薬企業で活発に進められるようになり、その後、Tarceva[®] (一般名：Erlotinib、製造販売元：OSI社・Genentech, Inc.、EGFRチロシンキナーゼ阻害薬(*))、Nexavar[®] (一般名：Sorafenib tosylate、製造販売元：Bayer AG・Onyx Pharmaceuticals, Inc.、マルチターゲット型キナーゼ阻害薬(*))、Sutent[™] (一般名：Sunitinib malate、製造販売元：Pfizer Inc、マルチターゲット型キナーゼ阻害薬(*))及びSprycel[®] (一般名：Dasatinib、製造販売元：Bristol-Myers Squibb, Co.、BCR-ABL及びSRCファミリーチロシンキナーゼのデュアル阻害薬)と続々と大型のキナーゼ阻害薬(*)が誕生しており、これらは効果的かつ副作用が少ないという特徴をもっています。また、現在では、多数のキナーゼ阻害薬(*)が臨床試験に入っております。



(注) ATP(*)については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾の用語解説をご参照願います。

(2) 事業内容

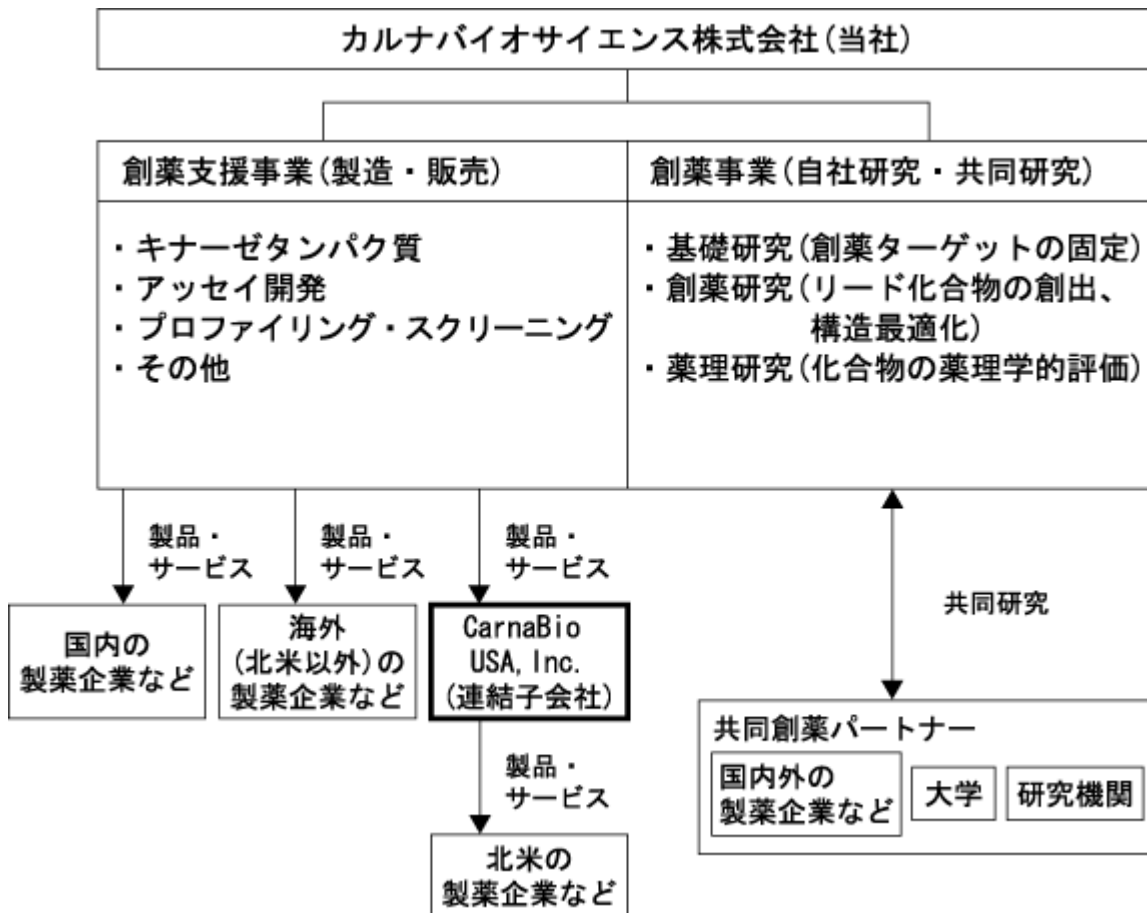
当社グループは、当社（カルナバイオサイエンス株式会社）及び連結子会社（CarnaBio USA, Inc.）により構成されており、「創薬支援事業」及び「創薬事業」を主たる2つの事業として手掛けております。

当社グループの事業内容及び当社と子会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

区分	事業内容	主要な会社
創薬支援事業	主に、製薬企業等の創薬研究を支援するための製品・サービスを提供することによって収入を獲得する事業です。具体的には、製薬企業等が創薬研究において行うキナーゼ阻害薬(*)候補化合物の評価（プロファイリング(*)・サービス及びスクリーニング(*)・サービス）に用いるキナーゼタンパク質(*)、アッセイ(*)キットやアッセイ(*)系を開発・提供し、さらに、製薬企業等に対して当該化合物(*)の阻害活性の評価業務を受託するサービスであるプロファイリング(*)及びスクリーニング(*)等を提供しております。	当社、CarnaBio USA, Inc.
創薬事業	主に、当社の創薬研究(*)の成果物である知的財産を活用した、ライセンスやロイヤリティ等による収入及び共同研究等による収入を獲得する事業です。自社及び共同でキナーゼ阻害薬(*)の基礎研究、創薬研究(*)及び薬理研究を行っております。	当社

製薬企業が新薬を研究・開発し、その有効性・安全性を確かめて医薬品として承認申請を行い、国の許可を得るまでの過程を「創薬」といいます。当社グループは、この「創薬」の中でも、特にキナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術、いわゆる「創薬基盤技術」をベースに、「創薬支援事業」及び「創薬事業」を展開していることが特徴です。

当社グループの事業内容の系統図は以下の通りです。



創薬支援事業

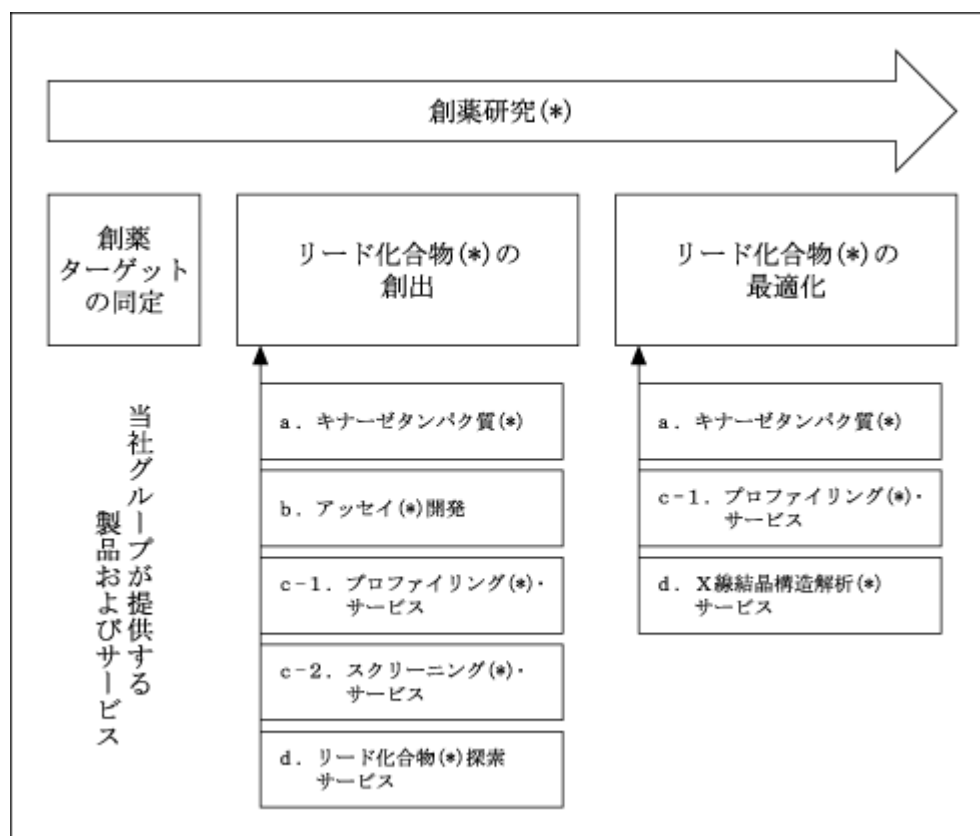
当社グループは製薬企業や研究機関に対して、キナーゼ阻害薬(*)の創薬研究(*)プロセスにおいて必要な技術、いわゆる「創薬基盤技術」を提供し、創薬活動を支援する事業を展開しております。特に、創薬研究(*)プロセスの初期から前臨床試験までの研究段階(新薬候補となる新規物質の創製及び絞り込み)に焦点を当て、キナーゼ阻害薬(*)の研究開発に係るコスト圧縮や期間短縮などの効率化に寄与する製品を提供することにより新薬の開発に貢献しております。

キナーゼ阻害薬(*)の研究開発を行うプロセスは、1)創薬ターゲットの同定、2)スクリーニング(*)及びリード化合物(*)の創出、3)リード化合物の最適化(*)といった段階を経て、前臨床試験及びその後の臨床試験へと進みますが、当社グループの創薬支援事業においては、前述の1)、2)、3)において必須となる以下の製品及びサービスを提供しております。

- a. キナーゼタンパク質(*)
- b. アッセイ(*)開発
- c. プロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービス
- d. その他(X線結晶構造解析(*)サービス、及びリード化合物(*)探索サービス)

製薬企業が創薬競争に勝つためには、他社に先駆けて新薬を開発する必要があります。製薬企業が創薬のスピードアップを図るには積極的に外部のリソースを活用することが重要であると言われており、アッセイ(*)系構築、プロファイリング(*)・スクリーニング(*)、X線結晶構造解析(*)に対するアウトソースの需要は年々増加しております。今後、益々アウトソースする製薬企業が増えると当社は予想しております。

< 創薬研究プロセス及び当社グループ創薬支援事業の事業領域 >



a. キナーゼタンパク質(*)

当社グループは、平成20年12月末時点で318種類のキナーゼタンパク質(*)（活性ミュータントキナーゼ(*)、非活性キナーゼ(*)及び非活性ミュータントキナーゼ(*)を除く）を製品化することに成功し、主に製薬企業向けに販売しております。具体的には、スクリーニング(*)用グレード及び結晶化用の高純度グレードキナーゼタンパク質(*)を取り揃えており、少量（5?）から大量（mgレベル）まで幅広く供給できる体制を整えています。

平成20年12月末現在、96種類のチロシンキナーゼ(*)（うち16種類は活性ミュータントキナーゼ(*)）、238種類のセリン/スレオニンキナーゼ(*)（うち2種類は活性ミュータントキナーゼ(*)）及び2種類のリピッド（脂質）キナーゼ(*)、ならびに7種類の非活性キナーゼ(*)及び7種類の非活性ミュータントキナーゼ(*)について、キナーゼタンパク質(*)の販売を行っております。

当社グループは、製品及びサービスの充実を図るため、キナーゼタンパク質(*)を順次作製してまいります。

b. アッセイ(*)開発

当社グループは、遺伝子クローニング(*)、活性のあるキナーゼ(*)の発現、基質(*)探索及びアッセイ(*)系構築に関するノウハウを保有しており、これにより平成20年12月末時点で288種類のキナーゼ(*)のアッセイ(*)系の構築に対応できる体制を擁しております。平成15年にヒトゲノムが解読され、これによって簡単に人の遺伝子を取れるようになったと一般的には考えられますが、遺伝子を正しい配列で取ってくることは相当な経験とノウハウが必要となります。また高い活性を有するキナーゼ(*)を取得するには、組換えタンパク質の構造、発現細胞の選択及びその培養方法、キナーゼ(*)の高純度精製技術などがノウハウとして必要となります。キナーゼ(*)の活性を測るために必要な基質(*)についても、当社が保有する基質(*)ライブラリーを用い、個々のキナーゼ(*)に対する基質(*)を探索した結果が蓄積されています。

当社グループが行なうアッセイ(*)開発は、当社で作製したキナーゼタンパク質(*)、それに適合した基質(*)、アッセイ(*)バッファー（希釈液）及びプロトコル（手順書）を一式にしたキナーゼ(*)活性測定キット（アッセイ(*)キット）の販売と、顧客の要望に応じてオーダーメイドでアッセイ(*)系を構築するサービスから構成されております。

c-1. プロファイリング(*) サービス

リード化合物の最適化(*)の段階では、副作用の少ない新薬を開発するために正常な他のキナーゼ(*)に影響を与えず、目的とする特定のキナーゼ(*)のみを阻害する化合物(*)を見つけ出すことが鍵となります。そのためには、より多くのキナーゼ(*)に対し、網羅的に阻害活性を測定する方法(プロファイリング*)が最適の方法と考えられます。

当社グループはガン及び炎症に影響を与えていると言われているキナーゼ(*)の多くを保有しており、平成20年12月末時点で、288種類のキナーゼについてプロファイリング(*)を行うことができます。その結果、顧客である製薬企業は選択性の高い化合物(*)を見つけることが可能となります。顧客のニーズに合わせて、顧客がキナーゼ(*)の種類を選ぶ手間を省くためQuickScout®パネル(MAPKカスケードのキナーゼ(*)30種類をあらかじめ選択したプロファイリングパネル*)を用意しています。顧客より化合物(*)を預かり、キナーゼ(*)に対する阻害率の測定、50%阻害濃度(IC₅₀値)の測定を行い、結果を報告するサービスを展開しております。当社グループのサービスを利用することで、顧客は網羅的なプロファイリング(*)が可能となり、顧客にとっては副作用の少ない新薬開発のための時間とコストを削減することが可能となります。

当社グループは、プロファイリング(*)及び後述のスクリーニング(*)を行うためにCaliper Life Sciences, Inc(米国、以下、「キャリパーライフサイエンス社」という。)のアッセイ(*)機器(LabChip3000)を使用しております。

c-2. スクリーニング(*) サービス

スクリーニング(*)とは、顧客から化合物(*)を預かり、当社グループにて構築したアッセイ(*)系を用いて特定のキナーゼ(*)に対するスクリーニング(*)を実施した結果を報告するサービスです。特に、数十万化合物(*)の中からヒット化合物(*)を探索する過程で用いられる大規模アッセイ(*) (ハイスループットスクリーニング(HTS)*)を効率的に実施するためには、試薬を混ぜるだけで反応が検出できるホモジニアス(*)なアッセイ(*)系構築のノウハウが必要です。また、キナーゼ(*)の活性測定に用いられることが多い放射性同位体(*)を使わないということも環境面で重要です。

当社グループは、遺伝子クローニング(*)、活性のあるキナーゼタンパク質(*)発現、基質(*)探索、アッセイ(*)系構築に関するノウハウを保有し、平成20年12月末時点で288種類のキナーゼ(*)のアッセイ(*)系の構築に成功しており、これらアッセイ(*)系を用いて顧客から預かった化合物(*)のキナーゼ(*)に対するスクリーニング(*)結果を報告するスクリーニング(*)サービスを提供しております。また、当社グループで構築するアッセイ(*)系は環境面を考慮して、ホモジニアス(*)で且つ放射性同位体(*)を使わないアッセイ(*)系を複数のプラットフォーム(*) (Mobility shift assay法*)、TR-FRET法*)、IMAP™法*)等で構築し、スクリーニング(*)を実施しております。

d. その他

当社グループは平成16年10月にCrystal Genomics, Inc.(韓国、以下「クリスタルゲノミクス社」という。)と独占的販売契約を締結し、同社が行うX線結晶構造解析(*)サービスを当社を通じて顧客に提供し、また、当社グループはOSI Pharmaceutical Inc.(以下「OSI社」という)とリード化合物(*)探索サービス(キナーゼ(*)に焦点を当てた候補化合物(*)探索サービス)を共同で展開するにあたり、平成19年10月に共同事業に係る契約(COLLABORATION AND SERVICES AGREEMENT)を締結し、リード化合物(*)の取得を望む製薬企業に対して本サービスを提供し、本サービスを提供します。

創薬支援事業は、創薬事業を行なうための基盤技術を整備する事業でもあります。すなわち、キナーゼタンパク質(*)、アッセイ(*)開発、プロファイリング(*)・スクリーニング(*)等の創薬基盤技術は、キナーゼ阻害薬(*)の創薬に必要な不可欠であり、これらの技術力の高さは創薬能力の高さに繋がります。

創薬事業

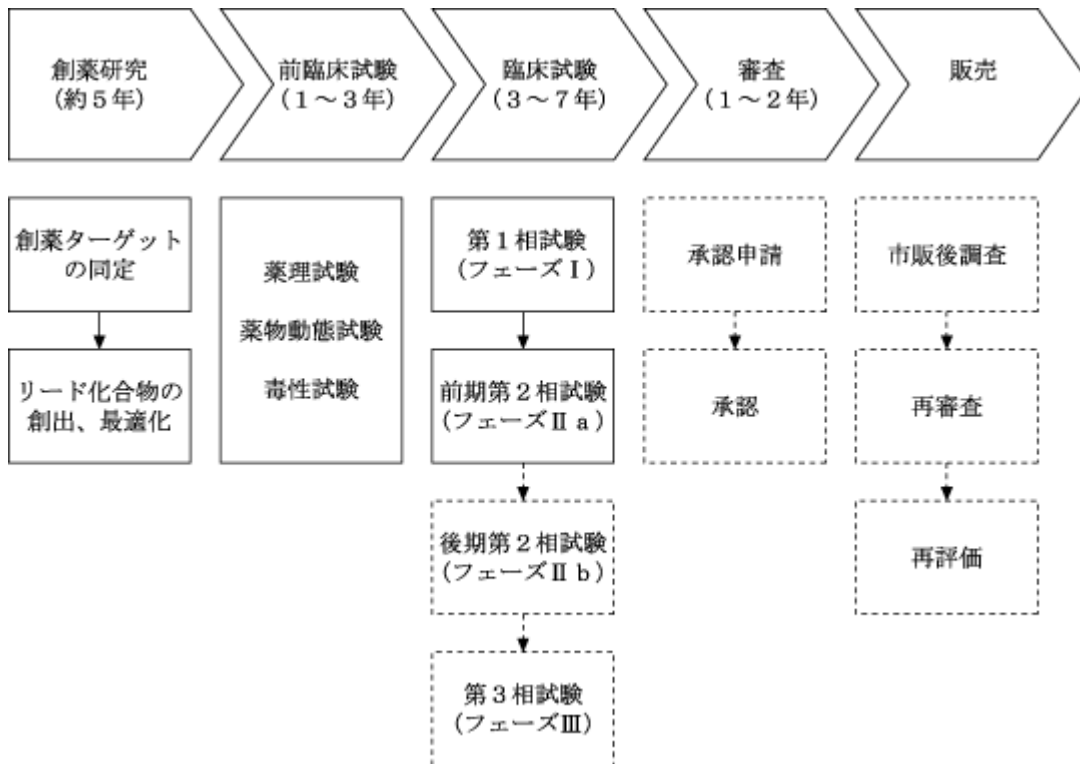
a. キナーゼ阻害薬(*)研究

当社グループは創薬事業として、自社プロジェクトに加え、国内外企業及び大学とキナーゼ阻害薬(*)の共同研究を行っております。当社グループは前期第2相臨床試験(フェーズ a)までの研究開発を行うことを創薬の基本方針としており、コスト負担の大きい後期第2相臨床試験(フェーズ b)以降の段階は手掛けず、それ以前のいずれかの段階で製薬企業へ導出するモデルのもと、創薬事業を行っております。つまり、当社グループは、前期第2相臨床試験(フェーズ a)までのいずれかの段階までに創製した新薬候補化合物(*)を製薬企業に導出することによって、ライセンス契約締結時に契約一時金、各試験に入る時、承認申請時、承認取得時等にライセンス契約に基づくマイルストーン収入、新薬の上市后、新薬の売上や正味売上高に対する一定の割合をロイヤリティー収入として受取る収益モデルを想定しております。

なお、当社グループの創薬事業における進捗としましては、これまでの研究開発活動によって複数のリード化合物(*)の創出に至っており、その最適化に係る研究を実施している段階であります。

b. 新薬の研究開発プロセスについて

< 新薬の研究開発プロセス及び一般的な期間 >



当社グループの創薬事業は、上表の実線部分を手掛けることを基本方針としております。

(a) 創薬研究(*)

創薬研究(*)の初期では、疾患に関連すると予想される遺伝子やタンパク質を探索する基礎研究を行います。基礎研究で創薬のターゲットとなりうる事が確認されれば、そのターゲットに対してハイスループットスクリーニング(HTS)(*)を実施し、リード化合物(*)の創出研究をします。見出されたリード化合物(*)は、試験管内でのターゲットに対する効果や疾患モデル動物の治療効果を評価し、化合物(*)構造を最適化していきます。このとき、経口吸収性、体内での安定性、蓄積性などを評価する探索薬物動態研究も実施し、ターゲットへの効果だけでなく薬としての特性も同時に高めていきます。

(b) 前臨床試験

臨床試験を開始する前に、新薬候補化合物(*)を動物に投与して薬効と安全性を確認する必要があります。医薬品の承認申請に必要な前臨床試験は大きく薬理試験、薬物動態試験、毒性試験の3種類に分類されます。薬理試験では、創薬研究(*)で行った薬理研究をさらに詳細に検討する薬効薬理試験のほか、厚生労働省のガイドラインに沿って安全性を評価する副次的薬理(一般薬理)・安全性薬理試験を実施します。薬物動態試験、毒性試験も厚生労働省のガイドラインに準拠した形で実施され、新薬候補化合物(*)が臨床試験に入れるか否かが判断されます。

(c) 臨床試験

前臨床試験で薬効と安全性が認められた薬剤は、実際にヒトに投与され、主作用と副作用が検討されます。

第1相試験(フェーズ)は、同意を得た少数の健康な男性に薬剤を投与し、まず薬効よりも安全性や薬物の体内動態を確認します。

第2相試験は、前期(フェーズ a)及び後期(フェーズ b)に分かれ、前期では同意を得た少数の患者に薬剤を投与し、どのような病気や病態に効果があるかを調べます。当社ではここまでの開発を行い、新薬候補化合物(*)の安全性、体内動態を確認後、製薬企業へ導出する方針です。後期では、同意を得た少数の患者に薬剤を投与し、投与量や投与方法の違いによる効果の比較検討も行います。

第3相試験(フェーズ)は、大規模臨床試験とも呼ばれ、数百人から数千人の患者に薬剤を投与し、既存薬と比較して薬剤の効能と副作用を詳細に検討します。

同一の創薬基盤技術で顧客の創薬研究の支援と自社の創薬研究を行うことについて

当社グループの創薬研究(*)は、顧客への創薬支援事業の基盤ともなっている創薬基盤技術を活用して進められます。創薬基盤技術そのものは、実験による評価システム、即ち「高品質なキナーゼ(*)を用いた、正確な実験による測定」を意味しますので、顧客の創薬研究(*)も、当社の創薬研究も、等しく便益を享受することには利益相反がありません。

しかしながら、一つの会社の中に自社の知的財産を創造する機能と、他社の知的財産の創造を支援する機能が共存していることは、顧客に対して顧客情報の秘匿性の確保についての懸念を与えかねません。

当社グループはプロファイリング(*)・サービスの委託契約において、顧客からの委託を受けて行ったプロファイリング(*)の結果を用いた顧客の研究成果について、全て顧客に帰属する旨の契約を締結するとすると共に、顧客のデータを暗号化するなどして、社内においても全ての顧客情報の秘匿性を確保しており、情報セキュリティの確保に努めております。

(注)*を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
(連結子会社) CarnaBio USA, Inc.	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州	400千米ドル	創薬支援事業	100%	当社の製品・サービスの販売 役員の兼任1名

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
 2 特定子会社に該当する会社はありません。
 3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
創薬支援事業	14
創薬事業	16〔1〕
全社(共通)	16〔2〕
合計	46〔3〕

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 2 従業員数欄の〔 〕外書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 3 全社(共通)は、営業部、知的財産・法務部、事業開発部、情報システム部及び経営管理部の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
45〔3〕	37.8	3.0	6,234

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 2 従業員数欄の〔 〕外書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 3 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
 4 従業員数は平成19年12月31日現在の39名から6名増加しておりますが、これは業容拡大に伴う中途採用によるものです。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前会計年度との対比の記載はしていません。

(1) 業績

当連結会計年度における世界経済は、第3四半期までの世界的な景気悪化に続き、第4四半期においては、米国のサブプライムローン問題を発端にした米国大手金融機関の破綻に伴う金融市場の危機的な混乱などの影響により急減速し、米国を始めとする主要先進国経済のマイナス成長や新興国経済の成長鈍化が現実視されております。一方で米国のオバマ新政権への期待感はあるものの、米国を始めとした世界の経済は、顕著な景気後退局面に入っており、世界的に各企業は、売上鈍化に伴う投資ならびに費用の削減を進めており、大幅な雇用の削減・調整を行う企業も出始めております。わが国経済におきましても、世界的な金融市場の危機的な混乱、景気の急減速ならびに急速な円高などにより、輸出産業を中心として大きな打撃を受けており、その結果、個人消費の低迷や企業の設備投資の冷え込み、雇用調整などにより、経済活動全体が停滞しております。

当社グループの属する製薬業界におきましては、大手製薬企業が大型医薬品の相次ぐ特許切れを迎える、いわゆる「2010年問題」を目前にして、各社とも新たな収益の柱となる新薬の開発に力を注いでおりますが、製薬業界における世界最大のマーケットである米国においては、オバマ新政権下、科学技術レベルの再興や医療レベル改善への投資拡大に対する政策期待はあるものの、医療費削減を目的とする薬価引下げなどへの懸念と世界的な景況感の悪化が相俟って、多くの製薬企業は、研究拠点の統廃合、大規模なリストラクチャリング、研究プロジェクトの一部凍結など、研究開発投資・コストの抑制・削減を進めております。

このような状況下、当社グループは、キナーゼ(*)創薬に係る創薬基盤技術を核とした創薬支援事業ならびに創薬事業を積極的に展開し、事業の拡大を図ってまいりました。

創薬支援事業については、製品及びサービスの品揃えの拡充のための研究開発を積極的に進めてまいりました。また、北米における新規顧客の獲得ならびに既存顧客との取引拡充のため、第2四半期に米国マサチューセッツ州に子会社を設立し、北米顧客への積極的な拡販活動を展開してまいりましたが、前述のような極めて厳しい外部環境の中、北米市場における製薬企業の研究投資の冷え込みは想定以上に厳しく、為替市場における急激な円高と相俟って、北米を始めとする海外売上高が想定を下回りました。また、欧米の大手製薬企業とのプロファイリング(*)・サービスの年間大型契約の獲得に向けて全社一丸となって取り組んでまいりましたが、極めて厳しい外部環境の多大な影響を受け、当初見込んでおりました当該大型契約を当連結会計年度に受注することができませんでした。

創薬事業につきましては、第2四半期に開始しました国立がんセンターとの共同研究が想定を上回る順調なペースでの進捗となった結果、同センターと共同での特許出願を果たし、また、他社ならびに他の研究機関との共同研究プロジェクト及び自社単独での研究プロジェクトについては計画通り進捗いたしました。

また、平成20年12月に当社グループは、創薬支援事業における大型受注の獲得体制の早期構築及び創薬事業における創薬研究(*)の加速を目的として、研究開発拠点の集約及び本社機能の移転を行いました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は499,570千円となりました。地域別の売上としましては、国内売上高は298,310千円、海外売上高は201,259千円となりました。損益面につきましては、研究開発の効率化等による費用節減に努めたものの、新規キナーゼ(*)の開発や共同研究プロジェクト及び自社研究プロジェクトの進捗のための積極的な研究開発活動に伴う研究開発支出や株式公開に関する費用が高んだ結果、営業損失296,264千円、経常損失346,614千円となり、前述の研究開発拠点の集約及び本社機能の移転に関する費用ならびに創薬事業の資産に係る減損損失等の特別損失を計上し、当期純損失503,039千円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次の通りです。

創薬支援事業

キナーゼタンパク質(*)の販売、アッセイ(*)開発、プロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービスの提供により、創薬支援事業の売上高は461,324千円、営業利益は80,282千円となりました。

売上高の内訳は、キナーゼタンパク質(*)の販売253,966千円、アッセイ(*)開発60,168千円、プロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービスの提供139,268千円及びその他7,920千円であります。

創薬事業

SBIバイオテック株式会社及びクリスタルゲノミクス社とのガンを対象疾患とするキナーゼ阻害薬(*)の3社共同研究に係る収入、及び国立がんセンターとのガンを対象疾患としたキナーゼ阻害薬(*)の共同研究に係る収入により、創薬事業の売上高は38,245千円、営業損失は376,547千円となりました。

所在地別セグメントの状況は次の通りです。

日本での売上高は483,245千円（セグメント間の内部売上高又は振替高45,975千円を含む）となり、営業損失は283,302千円となりました。また、北米での売上高は62,299千円となり、営業損失は8,661千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動により267,673千円、投資活動により313,874千円減少する一方で、財務活動により813,102千円増加した結果、期首残高に比べて231,102千円増加し、当連結会計年度の残高は、1,432,132千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、267,673千円となりました。これは主に税金等調整前当期純損失の計上、前受金の増加、たな卸資産の増加及び減価償却費の計上の差し引きによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、313,874千円となりました。これは主に有形固定資産の取得及び定期預金の預入による支出によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、813,102千円となりました。これは主に株式の発行による収入によるものです。

(注)*を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	
	生産高(千円)	
創薬支援事業		
キナーゼタンパク質(*)		729,976
アッセイ(*)開発		71,745
プロファイリング(*)・ スクリーニング(*)サービス		136,315
合計		938,037

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前期同期比については記載しておりません。
 4 創薬事業については、当連結会計年度において生産を行っていないため記載しておりません。
 5 上記生産のための材料仕入における仕入先別の仕入実績及び当該仕入実績の総仕入実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	
	仕入高(千円)	割合(%)
八洲薬品(株)	10,252	24.2
(株)ペプチド研究所	6,997	16.5

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	
	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
創薬支援事業	470,018	22,585
キナーゼタンパク質(*)	255,224	5,096
アッセイ(*)開発	68,648	16,610
プロファイリング(*)・ スクリーニング(*)サービス	138,225	879
その他	7,920	
創薬事業	38,245	
合計	508,264	22,585

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	
	販売高(千円)	
創薬支援事業	461,324	
キナーゼタンパク質(*)	253,966	
アッセイ(*)開発	60,168	
プロファイリング(*)・ スクリーニング(*)サービス	139,268	
その他	7,920	
創薬事業	38,245	
合計	499,570	

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)
万有製薬(株)	63,501	12.7

3 【対処すべき課題】

(1) 会社としての課題

業績の黒字化について

当社グループは、創薬支援事業においては第4期事業年度より営業黒字に転じましたが、全社では依然として営業損益は赤字が連続しており、全社業績の黒字化が、最優先課題であると認識しております。このため、創薬支援事業の売上を更に伸ばすことで当該事業の利益の上積みを図るとともに、創薬事業においては研究開発をさらに進め、新薬候補化合物を製薬企業に導出することで当該事業の業績改善を図り、早期の全社業績の黒字化を目指してまいります。

(2) 事業別課題

研究開発・創薬

(創薬支援事業)

当社グループは、キナーゼタンパク質(*)の品揃えが平成20年12月末日現在で318種類(活性ミュータントキナーゼ(*), 非活性キナーゼ(*)及び非活性ミュータントキナーゼ(*)を除く)となり、200種類を超えるキナーゼタンパク質(*)を取り扱う先発企業(2社)と十分競争できる体制が整ってきました。今後、国内外での拡販や顧客層の更なる拡大を図るためには、顧客ニーズに基づいた製品・サービスメニューの拡充が課題であると認識しております。このため、当社グループは、製品・サービスメニューの拡充に重点を置いて研究開発を進めてまいります。

また、当社グループはこれまでキナーゼタンパク質(*)の製造方法やキナーゼ(*)活性の測定方法(アッセイ(*)条件)などの技術的ノウハウの社内蓄積を進めてまいりました。今後はこれらを活用して、効率的な製品の生産と製品レベルの一層の向上を図ってまいります。

(創薬事業)

キナーゼ阻害薬(*)の候補化合物を短期的に創製し、前臨床及び臨床試験へのステージアップや大手製薬企業等への導出を図り、創薬に係る収益基盤の早期安定化を図ることが課題です。平成20年12月の研究所移転に伴う創薬ラボの拡張や最新鋭の研究設備の導入及び優秀な創薬に携わる人材の獲得などを積極的に進め、創薬研究(*)を一気に加速できる体制が整いました。今後、当社グループが有する創薬基盤技術をフルに活用し、創薬研究(*)をますます加速してまいります。

事業開発

キナーゼ(*)に関わる多様な技術を保有する当社グループと他の企業や研究機関などとの協業による新たな製品・サービスの開発、さらに当社グループの研究開発(*)の成果に更なる付加価値をもたらすような事業機会を増やすことが課題です。そのために社外のようなネットワークを駆使した新たな提携関係の構築や既存提携先との関係強化を推進してまいります。

生産体制

当連結会計年度においては、顧客の要望に的確に、そして迅速に対応できる体制の更なる強化ならびに当社グループの製品・サービスの競争力の源泉である品質の維持・向上のための品質保証体制を強化してまいりましたが、製品数の増加や多様な顧客ニーズに対応するためのキナーゼタンパク質(*)の生産性の向上やプロファイリング(*)・サービスの処理能力の向上及びより一層の効率化が更なる課題です。引き続き顧客の視点に立った高品質の製品・サービスの提供ならびに製品提供後のフォロー体制の強化を推し進めてまいります。

販売体制

当社グループにおいては、製薬企業を中心に国内外で顧客層が拡大しておりますが、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載のとおり、平成20年度後半からの世界的な景気後退は、製薬企業の医薬品の研究開発の場においても影響を及ぼしております。当社グループの地域別売上では、日本国内においては大手製薬企業などに対する売上高が底堅く推移しておりますが、製薬企業は各社とも研究開発費削減の動きを示してきております。一方、海外においては新規顧客の獲得などにより売上が拡大しておりますが、一部のバイオベンチャーなどは研究分野の絞り込みを強いられており、当面厳しい状況が続くものと考えられます。このような厳しい状況の中で、当社グループは国内市場における更なる売上の拡大ならびに国内に比べ市場開拓の余地の大きな海外市場での確固たるポジションの確立を行っていくことが課題です。このため、国内市場においては、特にキナーゼタンパク質(*)に関する市場については、従前から当社グループの顧客である製薬企業の内部での浸透をさらに図ることで顧客の裾野を広げ、また新たな市場としての大学等の研究機関向けの拡販を推進するため、強力な販売網を有する大手試薬代理店との積極的な販売活動を共同で推進してまいります。また、海外市場においては、米国では現地子会社を活用し、欧州では販売代理店を核とした新規顧客の更なる開拓や年間契約獲得のための積極的な顧客アプローチなどにより、売上の更なる拡大に努めてまいります。

(注)*を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスクの要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。当社グループとして必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しています。なお当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事業等のリスク及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 当社グループの事業に関するリスクについて

創薬支援事業

a. キナーゼ阻害薬(*)に特化するリスク

当社グループの創薬支援事業は、主としてキナーゼ(*)を対象商品としているため、キナーゼ阻害薬(*)の研究開発を進める製薬企業の減少により、当社グループの事業方針の変更を余儀なくされる可能性、または当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの予想どおりキナーゼ阻害薬(*)の研究開発に関連したアウトソースの市場が拡大しない場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

b. 競合リスク

競合他社がキナーゼタンパク質(*)の提供種類を増やし、当社グループのみが販売している商品の数が減少または無くなる可能性があります。また、複数の同業他社の参入に伴う価格競争により業績が悪化する場合があります。競合他社が画期的な技術で先行した場合、当社グループの優位性は低下する可能性があります。また、これらの競争に巻き込まれ、事業展開において当社グループが想定する以上の資金が必要となる可能性もあります。創薬スピードが年々速まっており、当社グループは積極的な研究開発投資、優れた技術をもつ企業との提携、最先端技術への対応を進めていますが、その対応が遅れた場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

c. パートナーに影響されるリスク

当社グループのアライアンス先とのシナジー効果を創出するには、技術面での補完関係を前提としますが、双方の技術開発の進捗に大きな差が生じた場合、当社グループの製品・サービスの開発が遅れ、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。キャリアライフサイエンス社の経営不振または経営方針の変更により、当社グループがプロファイリング(*)・サービスを行うに当たって使用する同社が製造する機器(LabChip3000)の整備や使用するチップの購入に支障が生じる場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当該機器と同等の機能を持った代替機がないため、機器の製造中止や保守が困難な場合、もしくは、測定部品の供給がされない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼすことがあります。

d. 契約リスク

「5 経営上の重要な契約等」に記載のとおり、OSI社との平成19年10月に締結した「COLLABORATION AND SERVICES AGREEMENT(共同サービス契約)」には一定の場合における解除事由等が定められており、OSI社側から当該解除の申し出があった場合や、更新拒絶、その他何らかの理由により契約の終了等が生じた場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

e．代替設備を利用する場合のリスク

X線結晶構造解析(*)サービスにおいて、何らかの理由により、韓国の放射光施設を利用できない場合、顧客へのサービス提供に遅れが生じる可能性があり、その場合には売上計上時期の遅れや顧客を逃すことで、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

f．製薬企業の研究部門を顧客とするリスク

当社グループは製薬企業の研究部門を主要な顧客とします。製薬企業の創薬研究(*)は、秘匿性が高く、その進捗により研究テーマ自体の変更が起こり得るなど不確定要素が多いため、当該進捗状況により、予定通り当社グループに対しての発注が行われない場合は、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。特に欧米の製薬企業は、日本の製薬企業と比較して研究テーマが多いことから、市場規模が大きい反面、個々の製薬企業の創薬企業の創薬研究(*)において大きな変化が生じる可能性があり、その場合、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

g．北米での事業展開に関するリスク

当社グループは、北米での新たな顧客基盤を開拓するために米国に子会社を設け、今後、売上の増加を図っております。しかしながら、北米でのキナーゼ(*)創薬の研究開発は競争が激しいため、当社グループの予測どおり顧客開拓ができず、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

創薬事業

a．キナーゼ阻害薬(*)の候補化合物(*)の導出に関するリスク

予定よりも早い段階でキナーゼ阻害薬(*)の候補化合物(*)を導出する場合（例えば前期第2相臨床試験（フェーズa）での導出を計画していたが、第1相臨床試験（フェーズ ）での導出を行った場合）、契約締結時に受領する契約一時金の金額が予定額より変更され、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、候補化合物の導出には、導出先の製薬企業と諸条件について取り決めたとえ、契約を締結する必要があるため、双方の条件に隔たりがあり、当社グループの想定どおりに契約が締結できない場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

b．創薬支援事業と創薬事業を同時に手掛ける事業展開に関するリスク

当社グループは創薬支援事業と創薬事業を同時に手がける事業展開により、創薬支援事業で売上を立てながら、支出の先行する創薬事業を進めておりますが、創薬支援事業における収益の確保が計画通りに行えない場合は、余剰資金と事業継続の点から、創薬事業に関する事業方針の変更を余儀なくされ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 研究開発活動について

研究開発の進捗リスク

当社グループの創薬支援事業及び創薬事業における研究開発が予定通り進捗しない場合、あるいは、既開発のキナーゼ(*)が増えるに従い新規キナーゼ(*)の開発が困難となるため、計画通りに新たな製品開発を行うことができない可能性があり、その場合、当社グループの事業方針、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

大学及び公的研究機関との共同研究リスク

当社グループは、大学の研究者（教授）との間でアドバイザーとしての研究顧問契約を締結しておりますが、当該研究者は、大学教授と当社グループの研究顧問の兼業を行っていることから、当社グループとしましては、利益相反等の行為が発生しないように法的規制等を遵守してまいります。当社グループは、当該研究者との研究顧問契約を継続してゆく考えであります。法令改正等、何らかの事情により当該契約が解消された場合、助言・指導が受けられなくなり、当社グループの事業活動に支障をきたす可能性があります。また、大学との共同研究についても、当社グループの想定通り進捗しない可能性があります。

(3) クリスタルゲノミクス社との関係について

クリスタルゲノミクス社との共同研究契約に関するリスク

「5 経営上の重要な契約等」に記載のとおり、契約期間中、第三者との間において本契約が定めるターゲットについて同様の研究を行わないこととされていることから、契約が定めるターゲットに関する他企業との共同研究の機会を失う恐れがあります。また、クリスタルゲノミクス社とは、「5 経営上の重要な契約等」に記載のとおり、当社グループとの2社による共同研究だけでなく、SBIバイオテック株式会社を含む3社による共同研究も進めておりますが、本共同研究は当社グループの想定どおりに進捗する保証は無いため、将来、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、クリスタルゲノミクス社の経営方針の変更あるいは何らかの事情により、本共同研究契約が解除、その他の理由で終了した場合、当社グループの事業方針、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

クリスタルゲノミクス社との販売提携に関するリスク

クリスタルゲノミクス社の経営不振または経営方針の変更により、同社から共結晶(*)構造解析データが提供されない場合、同社からX線結晶構造解析(*)データが提供されない場合、化合物(*)の構造により共結晶を取得することが困難な場合、化合物(*)の構造によりキナーゼ(*)の結晶構造を取得することが困難な場合、顧客への解析データの提供が納期に間に合わない場合、また、クリスタルゲノミクス社の経営方針の変更あるいは何らかの事情により、本販売提携に係る契約が解除、その他の理由で終了した場合、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

クリスタルゲノミクス社との資本提携に関するリスク

クリスタルゲノミクス社が経営破綻した場合、または同社株式が大きく下落した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。また、同社への出資は外貨（ウォン）で行われているため、ウォンが将来、円に対して大きく変動した場合、当社グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

(4) 社内体制について

小規模であることの人材リスク

限られた人材の中で、業務執行上、取締役及び従業員が持つ専門知識・技術・経験に負う部分があり、取締役及び従業員の退職により当社グループの業務に影響が出る可能性があります。また、人材の採用が順調に進まない場合、計画している事業拡大に支障をきたす恐れがあります。

事業拡大に伴う人材確保のリスク

今後、当社グループが事業を積極的に展開する上で、優秀な人材を確保することが重要なファクターであります。人材の採用が順調に進まない場合、計画している事業拡大に支障をきたす恐れがあります。

(5) 経営成績

社歴が浅いことについて

当社グループは平成15年4月に設立された社歴が浅い会社であることから、業績の期間比較を行うための十分な財務数値が得られておりません。従って、過年度の経営成績及び財政状態だけでは、今後の当社グループの業績を判断する材料としては十分な期間とは言えないと考えております。当社グループは、創薬支援事業及び創薬事業の研究開発活動を行ってきたことから、第1期（平成15年12月期）から第6期（平成20年12月期）まで当期純損失を計上しております。

なお、当社グループの経営成績及び財政成績は、「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」に記載のとおりであります。

特定販売先への依存について

当社グループの平成20年12月期における売上高の12.7%が万有製薬株式会社に対するものです。そのため、何らかの理由により同社の取引方針が変更され、当社グループとの契約更新の拒絶、解除その他の理由により契約の終了等が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

特定の仕入先への依存について

当社グループの主な継続的な仕入先としては、八洲薬品株式会社（平成20年12月期の仕入全体に占める割合：24.2%）が挙げられ、その依存度が高くなっております。同社とは取引開始以来、良好な関係を継続しており、今後も仕入取引を継続していく方針であります。自然災害や不測の事態等により、同社から安定的な商品供給が受けられなくなり、かつ、速やかに代替先を確保することができなかつた場合、または、同社の経営方針が変更となった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

輸出版売高と為替相場の変動について

当社グループの平成20年12月期における総売上高に対する輸出版売高の割合は40.3%と高くなっております。当社グループは、米国及び欧州等の製薬企業を顧客とするグローバルな販売活動を展開しており、これに伴い、米ドル等の外貨での売上が計上されますが、大きく円高に進むなどの為替相場の変動が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産権について

創薬事業における知財リスク

当社グループが創製した化合物(*)について、第三者によって既に特許出願されている等の理由により当社グループの想定どおりに特許が取得できない場合、又は第三者より特許侵害があるとして訴訟を提起された場合、当社グループの事業方針及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

創薬支援事業における知財リスク

当社グループの保有する多くの技術的ノウハウが、技術革新等により陳腐化した場合、また、第三者によって技術的ノウハウが先行的に特許出願され、権利化された場合、当社グループの技術の優位性が損なわれ、創薬支援事業の業績に影響が生じる可能性があります。

特許に関わる訴訟リスク

創薬支援事業に関し、当社グループが販売したキナーゼタンパク質(*)やアッセイ(*)用キットなどの製品、もしくは、当社グループが提供したプロファイリング(*)・サービスやX線結晶構造解析(*)サービスなどの中に、第三者が特許を保有するキナーゼ(*)などがあった場合、特許侵害訴訟を提起され、当該製品の販売差止や当該サービスの提供禁止のほか、多額の賠償金の支払いを求められる可能性があります。

(7) 業界(バイオテクノロジー)

技術革新リスクについて

急激な技術革新等により、新技術への対応の遅れが生じた場合は、当社グループが保有する技術・ノウハウが陳腐化する可能性があります。また、必要な技術進歩を常に追求するためには、多額の費用と時間を要することから、これにより当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 法的規制について

遺伝子組換え生物等規制法について

平成16年2月に「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(遺伝子組換え生物等規正法)が施行されました。当社グループのキナーゼタンパク質(*)はリコンビナントタンパク質(*)であり、当社グループの施設の一部は当該法律が適用されます。今後、法改正等により規制が強化された場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) その他のリスク

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社グループの役員、従業員及び社外協力者に対して新株予約権を付与しており、また、今後も優秀な人材を採用するため、役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、そして、当社グループの中長期的な企業価値の向上を図るために、ストック・オプションとして新株予約権を付与してゆく予定であります。今後、既存の新株予約権や将来付与する新株予約権が権利行使された場合には、当社株式の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、平成20年12月末現在、発行済みの新株予約権の目的である株式数は2,545株であり、平成20年12月末時点の発行済株式総数53,270株の4.8%に相当しております。

ベンチャーキャピタル及び投資事業組合の株式保有比率について

平成20年12月末現在、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合(以下、「VC等」)が所有している株式数は21,889株存在し、平成20年12月末時点の発行済株式総数に占める比率は41.1%であります。一般的に、VC等が未公開株式に投資を行う目的は、公開後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることにありますので、VC等は当社グループの公開後において所有する株式の一部または全部を売却することが想定されます。当該株式売却により、一時的に需給のバランスの悪化が生じる可能性があり、当社株式の市場価格が低下する可能性があります。

事業所の一極集中について

当社グループは、本社機能及び研究開発機能を神戸市のポートアイランドに構えております。平成20年12月にそれらの機能を神戸国際ビジネスセンターから神戸バイオメディカルセンター（BMA）へすべて移転しました。BMAは平成7年阪神淡路大震災の教訓をもとに平成16年に建てられた十分な耐震性、防火体制、自家発電機能を備えたビルで、24時間の警備体制が取られています。当社グループのビジネスの鍵になるキナーゼ(*)遺伝子すべてについては、それらが失われることがないよう、ビル内の異なる部屋で二重に保管されており、ビジネスに必要な機器及び装置などについては、損害保険がかけられております。また、緊急時に被害を最小限にすべく対応できるように緊急時の社内連絡体制を整えています。しかしながら、大規模な地震、台風や風水害その他の自然災害等の発生により、本社機能及び研究開発機能が同時に災害等の甚大な被害を受けた場合、当社グループの研究開発設備等の損壊あるいは事業活動の停滞によって、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

当社グループの設備に関わる長時間の停電等による業務及び製品への影響について

当社グループが研究開発機能を有する神戸市において、長時間の停電等によりキナーゼタンパク質(*)の製造及び保管ならびに化合物(*)の評価設備の稼働等を中断する事象が発生した場合、キナーゼタンパク質(*)の製造の遅れにより当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、長時間の停電によりキナーゼタンパク質(*)を保管している冷凍庫が止まり、これに伴いキナーゼタンパク質(*)の失活により製品として出荷できず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。さらに長時間の停電は、化合物(*)の評価設備（測定機器、分注機器等）の稼働を止めることから、顧客への製品納入の遅れる可能性があり、これにより当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの技術の情報漏洩について

当社グループが保有するキナーゼタンパク質(*)の製造技術やアッセイ(*)開発に関する技術等は、何らかの形で人材の流出が起こった場合、技術情報が流出する可能性があり、製品開発や製造に遅延の可能性があります。また、人材の流出は、社外へのノウハウの流出の可能性が考えられ、模倣製品の出現の可能性があります。これらのことは、当社グループの技術的な優位性が維持できなくなることにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

営業機密の漏洩について

当社グループが行う創薬支援事業におけるプロファイリング(*)・スクリーニング(*)サービスは、顧客である製薬企業から化合物(*)の情報を預かる立場にあります。従いまして、当社グループは、当社グループのすべての従業員との間においては顧客情報を含む機密情報に係る契約を締結しており、さらに退職後も個別に同契約を締結して、顧客情報を含む機密情報の漏洩の未然防止に努めております。しかしながら、万一顧客の情報が外部に漏洩した場合は、当社グループの信用低下を招き、当社グループの経営に悪影響を及ぼす可能性があります。

創薬研究(*)と創薬支援事業を同時に行うことで制約を受ける可能性について

当社グループのプロファイリング(*)・サービスの提供を望む顧客（製薬企業等）が当該サービスに係る契約を締結する際、当社グループが自ら創薬研究(*)を行っていることが、顧客にとって顧客情報の秘匿性確保についての懸念材料となる可能性があり、その場合、契約条件に制約事項が増え、その結果、当該サービスの採算性の悪化、または事業別に分社せざるを得ない等の可能性が考えられます。その場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(注)*を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

5 【経営上の重要な契約等】

当社グループの経営上の重要な契約は以下の通りであります。

(1) 共同研究開発に関する契約

契約書名	Collaborative Research Agreement (共同研究契約)
契約書相手方名	クリスタルゲノミクス社
契約締結日	平成16年6月1日
契約期間	平成16年6月1日から2年間、 その後は、契約終了日の3ヶ月前の文書による更新拒絶が無ければ1年毎の更新。
主な契約内容	当社とクリスタルゲノミクス社は相互に技術・ノウハウを提供し、創薬候補化合物(*)を開発する。 当社は、キナーゼ(*)のアッセイ(*)に係わる技術・ノウハウを、クリスタルゲノミクス社は、キナーゼタンパク質(*)の三次元構造分析及び新規リード化合物(*)の創製にかかわる技術・ノウハウを提供する。 両社は、当共同研究により得られた利益を折半する。 両社は、契約期間中、第三者との間において、本契約が定めるターゲットについて、同様の共同研究を行わない。

契約書名	Collaborative Research and Development Agreement (共同研究開発契約)
契約書相手方名	SBIバイオテック株式会社 クリスタルゲノミクス社
契約締結日	平成19年4月6日
契約期間	平成19年4月6日から2年間、ただし、3社の文書による合意により更新可。
主な契約内容	当社、SBIバイオテック株式会社及びクリスタルゲノミクス社は、リード化合物の最適化(*)を行い、開発候補化合物(*)を創製する。 当社は、リード化合物の最適化(*)及びプロファイリング(*)等を行う。 SBIバイオテック株式会社は、研究資金として、当社及びクリスタルゲノミクス社に当該共同研究開発契約において予め定められた金額を支払う。

契約書名	共同研究契約書
契約書相手方名	国立がんセンター
契約締結日	平成20年6月16日
契約期間	平成20年6月16日から平成21年3月31日まで
主な契約内容	当社と国立がんセンターは共同で、ガンの増殖に関連する特定のキナーゼ(*)を標的分子として、当該キナーゼ(*)の活性を阻害する化合物を探索し、新規抗ガン薬を創製する。 研究にかかる経費は、両者が負担するものとする。特別に経費を要する場合は別途協議を行う。 特許権、実用新案権及び意匠権を受ける権利は、両者の共有とし、持分については両者協議のうえ、これを定める。

(2) 共同事業に関する契約

契約書名	COLLABORATION AND SERVICES AGREEMENT (共同サービス契約)
契約書相手方名	OSI社
契約締結日	平成19年10月11日
契約期間	平成19年10月11日から2年間、契約終了日の60日以前の文書による通知により1年毎の延長更新が可能。 ただし、契約終了時点で顧客との受注プロジェクトが継続中であった場合、当該プロジェクトの終了日を本契約の終了日とする。 また、当社またはOSI社が契約違反を行った等の場合、もしくは 契約締結から6ヶ月以内に当該プロジェクトが実行されない場合、30日以前の書面による通知により、当社またはOSI社は契約を解約できる。さらに、両社は、6ヶ月以前の書面による通知により契約を解約できる。
主な契約内容	両社は、“Kinase Focused Leads Discovery Services”(キナーゼ(*)に焦点を当てた候補化合物(*)探索サービス)を提供し、当社が顧客と個別に”Project”契約を結びそのサービスを販売する。 サービスは、“Hit Generation”と呼ぶPhase1と、“Lead Generation”と呼ぶPhase2から構成され、両社がそれぞれ役割を定めてサービスを提供する。 当社は、日本の当社の顧客37社に対して、当該サービスの販売・マーケティングを当社の費用と責任で担当し、さらに顧客との交渉、契約締結を担当する。 契約当初2年間、双方の合意が無ければ、両社は本契約が定める顧客以外の顧客との間において、本契約が定めると同様のサービスを顧客に提供することができない。ただし、本契約以外のサービスであれば提供することができる。 当社は、当サービスの売上から、“Project”のそれぞれのPhaseに応じて定められた金額をOSI社に支払う。

(3) 販売に関する契約

契約書名	Exclusive Distributorship Agreement (独占的代理店契約)
契約書相手方名	Kinase Detect ApS(以下、「キナーゼディテクト社」という。)
契約締結日	平成18年8月15日
契約期間	平成18年8月15日から2年間、 以後、120日前の事前文書通知がなければ1年ごとの更新。
主な契約内容	当社は、キナーゼディテクト社に対して、Protein Kinase試薬等に関し、スカンジナビア諸国(デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドの4カ国)における独占的な販売権を与える。ただし、本契約締結以前の当社の顧客、ビジネスパートナー及び当社との直接取引を望む顧客は除くものとする。

(4) 販売先との契約

契約書名	特別価格販売基本契約書
契約書相手方名	万有製薬株式会社
契約締結日	平成19年12月18日
契約期間	契約締結日より1年間、もしくは精算により基本契約金が不足又は全額精算されたときのいずれか早い方。但し、基本契約金の全額が精算されるまでは1年毎に自動更新される。また、いずれも、3ヶ月以前の書面による通知により契約を解約することができる。
主な契約内容	当社キナーゼタンパク質(*)及びそのアッセイ(*)キット等を万有製薬㈱に予め両社で合意した価格で基本契約金相当額まで販売することを定めた基本契約である。 万有製薬㈱より当社に対し基本契約金が予め支払われるものとし、個別の取引は、万有製薬㈱からの注文書によって、適宜行われ、都度、基本契約金から精算される。

(注)*を付している専門用語については、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

6 【研究開発活動】

当社グループは、キナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術「創薬基盤技術」を強化すべく、下記の通り研究開発活動を続けてまいりました。

当社グループは、今後とも創薬基盤技術型バイオベンチャーとして、積極的に研究開発活動を展開し、創薬支援事業においては製品・サービスの品揃えの充実、創薬事業においてはクリスタルゲノミクス社や国立がんセンターなどの外部との共同研究にも注力することによるキナーゼ阻害薬(*)の候補化合物(*)の早期の導出を実現してまいります。

<当社グループの研究開発体制について>

当社グループの研究開発活動は、研究技術本部が中心となって行っております。研究技術本部には平成20年12月末現在、31名が在籍しており、うち7名が博士号を取得しております。また、ドラッグデザイン、有機合成、基質(*)探索、遺伝子クローニング、細胞培養、タンパク精製、薬理、バイオインフォマティクス(*)及びゲノムインフォマティクス等の専門家を有し、先端技術の蓄積を行っております。今後、事業の拡大に伴い、研究開発要員の増加及び研究施設・設備への投資を計画しております。

<キナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術「創薬基盤技術」について>

Novartis AGのGleevec®を始めとするキナーゼ阻害薬(*)の成功例により、製薬企業はキナーゼ阻害薬(*)の研究開発を活発に進めており、このキナーゼ阻害薬(*)の研究活動の活発化に伴い、高純度・高品質ならびに網羅的な製品・サービスを揃える当社グループの創薬支援事業に対するニーズが高まり、当社グループのキナーゼ阻害薬(*)を創製するための技術(創薬基盤技術)は注目されています。当社グループは、競合他社との更なる差別化を図るべく、積極的な研究開発活動により、製品・サービスの品揃えを拡充してまいります。

また、当社グループは自社ならびに他社と共同でキナーゼ阻害薬(*)を創製しておりますが、早期のキナーゼ阻害薬(*)の導出ならびに創薬事業の収益化を目指しており、このためには、優秀な研究者の確保・育成や社内での技術的ノウハウの蓄積ならびに最先端の技術への早期対応を図るための積極的な研究開発活動を進め、「創薬基盤技術」の強化に努めてまいります。

<創薬事業における研究開発活動>

当社グループは以下のとおり自社研究及び共同研究において、複数のキナーゼ(*)をターゲットとした創薬研究(*)プロジェクトを進めております。

(平成20年12月末現在)

研究テーマ	種類	共同研究パートナー	進捗状況
免疫・アレルギー及びガンを対象疾患とするキナーゼ阻害薬(*)の研究	共同研究	クリスタルゲノミクス社	リード化合物の最適化(*)
ガンを対象疾患とするキナーゼ阻害薬(*)の研究	共同研究	SBIバイオテック株式会社 クリスタルゲノミクス社	リード化合物の最適化(*)
循環器系疾患を対象とするキナーゼ阻害薬(*)の研究	自社研究		リード化合物の最適化(*)
ガンを対象疾患とするキナーゼ阻害薬(*)の研究	共同研究	国立がんセンター	リード化合物(*)の創製
ガンを対象疾患とするキナーゼ阻害薬(*)の研究	自社研究		リード化合物(*)の創製

なお、当社グループと共同研究パートナーであるクリスタルゲノミクス社は提携関係を深めるべく、資本提携を行っております。当社は、平成16年12月にクリスタルゲノミクス社の株式を取得し、平成20年12月末現在、同社株式を144,300株保有しております。一方、クリスタルゲノミクス社は当社株式を1,000株保有しております。

<外部との連携について>

創薬には、アッセイ(*)開発、化学合成の他、薬理試験、薬物動態試験、毒性試験等の様々な技術が必要です。優れた技術を保有する企業との業務提携を積極的に推進し、創薬の効率化を目指しています。また、病気の原因を調べ、創薬ターゲットを見出すなどの基礎的な研究については大学との共同研究を行っており、特に当社顧問に就任している大学の研究者(教授)との連携による有望な創薬ターゲットが見出されつつあります。さらに、国立がんセンターとは、平成20年6月より特定のキナーゼを阻害する新規抗がん薬に関する共同研究を行っております。

<当社グループの特許に係る方針及び当社の技術について>

創薬事業においては、特許は事業の生命線であると考えており、積極的に取得する方針です。

他方、創薬支援事業においては、当社グループは高純度・高品質なキナーゼタンパク質(*)の製造方法やキナーゼ(*)活性の測定方法(アッセイ(*)条件)などの技術的ノウハウの社内蓄積を着実に進めることで効率的な製品の生産と製品レベルの向上などを図っております。

当連結会計年度における当社グループが支出した事業別の研究開発費の総額は、以下の通りです。

創薬支援事業	15,863千円
創薬事業	278,842千円

当連結会計年度における研究開発活動は、次のとおりであります。

(1) 創薬基盤技術の強化

キナーゼタンパク質(*)の品揃え、キナーゼ(*)パネルの開発に注力した結果、当社グループが保有するキナーゼタンパク質(*)の数は、平成20年12月末時点で318種類(活性ミュータントキナーゼ(*), 非活性キナーゼ(*)及び非活性ミュータントキナーゼ(*)を除く)となりました。

(2) 創薬研究(*)

クリスタルゲノミクス社との2社共同研究

クリスタルゲノミクス社と共同で行っている免疫・アレルギー及びがんを対象疾患としたキナーゼ阻害薬(*)の共同研究については、最適化研究を進めております。

SBIバイオテック株式会社及びクリスタルゲノミクス社との3社共同研究

SBIバイオテック株式会社及びクリスタルゲノミクス社と共同で行っているがんを対象疾患としたキナーゼ阻害薬(*)の研究については、最適化研究を進めております。

自社創薬研究

自社単独で行っている循環器系疾患を対象疾患としたキナーゼ阻害薬(*)の研究については、最適化研究を進めております。

国立がんセンターとの共同研究

国立がんセンターと共同で行っているガンを対象疾患としたキナーゼ阻害薬(*)の研究については、ガンの増殖に関連するキナーゼ(*)を阻害する化合物群を見出し、共同で特許出願を行いました。現在、リード化合物(*)の創製研究を継続しております。

自社創薬研究

当第4四半期より、自社によるガンを対象疾患としたキナーゼ阻害薬(*)の研究を開始いたしました。現在、リード化合物(*)の創製研究を進めております。

大学との共同研究

公立大学法人大阪府立大学（理学系研究科生物科学専攻、構造生物学）とは、キナーゼタンパク質(*)の結晶化に関する共同研究を行っており、慶應義塾大学先端生命科学研究所とは、多くの抗ガン剤が標的としているキナーゼ(*)の働きを解析し、キナーゼ阻害薬(*)の効果を定量的に測定するシステムを実用化する共同研究を行っております。また、国立大学法人愛媛大学とはガンに関する共同研究を行っております。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この連結財務諸表の作成において、損益または資産の状況に影響を与える見積り等の判断は、一定の会計基準の範囲内において過去の実績やその時点での入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りとは異なる場合があります。なお、当社グループの連結財務諸表の作成にあたり採用した会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

(2) 当社グループの損益構造について

当社グループは、キナーゼ阻害薬(*)を創製するための基盤となる技術、「創薬基盤技術」を強化するために、積極的な研究開発に対する投資を行い、会社設立以来、営業損失を計上しておりますが、これまでの研究開発活動により蓄積してきた技術力により、創薬支援事業においては製品・サービスの品揃えならびに顧客である製薬企業への提案力が充実し、第4期(平成18年12月期)以降、営業黒字を継続しております。一方で創薬事業においては、積極的な研究開発投資を行うことに伴う研究開発費の計上により、営業損失が続いております。創薬事業の売上は、研究開発の進捗により収入を得る仕組みであることから安定的でないこと、費用面では研究開発の進捗に応じて一時費用が発生するため、営業損益額は年度ごとに増減する傾向にあります。

このように、当社グループは創薬支援事業と創薬事業を同じ「創薬基盤技術」を駆使して展開しており、現時点では創薬支援事業において獲得した収益が会社全体の収益改善に貢献しておりますが、将来的には、創薬事業においてキナーゼ阻害薬(*)の候補化合物(*)を創製し、製薬企業への導出を行うことで、当該事業の黒字化を図り、全社業績の黒字化を目指してまいります。創薬事業の事業基盤強化のための施策として、第6期(平成20年12月期)には、創薬研究スペースの拡充、人員増強及び最新鋭の設備の購入等を前倒して実施いたしました。これにより、創薬研究を加速するとともに、自社研究のほか大学等の公的研究機関や製薬企業との共同研究など複数の研究テーマを効率的に推し進め、さらに提携・導出活動を積極的に展開することで、当該事業の早期黒字化を目指してまいります。

第3期、第4期及び第5期の事業別の売上・営業損益及び研究開発費ならびに第6期の事業の種類別セグメントごとの売上・営業損益及び研究開発費は、以下の通りです。

なお、当社は第6期より連結財務諸表を作成しております。

(単位：千円)

回次	第3期(個別)	第4期(個別)	第5期(個別)	第6期(連結)
決算年月	平成17年12月期	平成18年12月期	平成19年12月期	平成20年12月期
売上高	209,480	405,002	513,922	499,570
創薬支援事業	169,480	357,474	485,695	461,324
創薬事業	40,000	47,527	28,227	38,245
研究開発費	392,799	307,658	256,038	294,706
創薬支援事業	192,722	9,378	14,478	15,863
創薬事業	200,076	298,279	241,560	278,842
営業損益 (営業損失：)	518,443	256,300	147,418	296,264
創薬支援事業	269,522	106,571	173,414	80,282
創薬事業	248,920	362,872	320,833	376,547

(3) 財政状態の分析

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との対比の記載はしておりません。

当連結会計年度末における総資産は、2,070,801千円、負債合計は、281,605千円となりました。正味運転資本（流動資産から流動負債を控除した金額）は、1,436,092千円であり、流動比率は633.4%であります。また有利子負債はございません。なお、純資産は、1,789,195千円となり、自己資本比率は86.4%となっております

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、1,705,308千円となりました。この内訳は、現金及び預金831,545千円、有価証券700,586千円、たな卸資産68,944千円等であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、365,493千円となりました。この内訳は、工具、器具及び備品などの有形固定資産203,715千円、ソフトウェア等の無形固定資産24,000千円、投資有価証券等の投資その他の資産137,777千円等となっております。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、269,216千円となりました。この内訳は、未払金135,689千円等であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、リース資産減損勘定12,389千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、1,789,195千円となりました。この内訳は、資本金1,964,570千円、資本剰余金513,787千円及び利益剰余金 682,869千円等であります。

(4) 経営成績の分析

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との対比の記載はしておりません。

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、499,570千円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は以下のとおりであります。

[創薬支援事業]

キナーゼタンパク質の販売253,966千円、アッセイ開発60,168千円、プロファイリング・スクリーニングサービスの提供139,268千円、その他X線構造解析サービスの提供等7,920千円となり、当該事業の売上高は461,324千円となりました。

[創薬事業]

SBIバイオテック株式会社及びクリスタルゲノミクス社とのガンを対象疾患とするキナーゼ阻害薬の3社共同研究に係る収入及び国立がんセンターとのガンを対象疾患としたキナーゼ阻害薬の共同研究に係る収入により、当該事業の売上高は38,245千円となりました。

(売上原価)

当連結会計年度の売上原価は122,990千円、売上原価率は24.6%となりました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は672,844千円となりました。今後の事業展開を加速するために、創薬及び創薬支援事業の体制の整備の前倒しを行い、本社・ラボの移転集約、研究人員の採用及び米国子会社の設立等を実施いたしました。

(研究開発費)

当連結会計年度の研究開発費は、研究人員の増員、新規設備の拡充等により294,706千円となりました。

(営業外収益)

当連結会計年度の営業外収益は、受取利息等により7,386千円となりました。

(営業外費用)

当連結会計年度の営業外費用は、57,735千円となりました。主な内訳は、株式交付費8,398千円、株式公開費用36,588千円及び為替差損の10,762千円等であります。

(特別損失)

当連結会計年度の特別損失は、155,421千円となりました。主な内訳は、創薬事業に関する固定資産の減損損失94,417千円、本社・ラボの移転集約に伴う移転費用60,657千円等であります。

(5) 戦略的現状と見通し

創薬支援事業での売上を伸ばすとともに、新薬候補化合物を早期に導出することで、平成23年12月期に当社グループとしての黒字化を目指します。

(創薬支援事業について)

1) 販売戦略

平成20年12月期において設立した米国子会社での拡販活動を通じ、米国での売上を着実に伸張させます。

また欧州においては、販売代理店を通じたプロモーションを積極的に行うと共に、物流網についても整備し、顧客満足の向上を推進致します。

新市場である中国市場についても、販売代理店を通じたプロモーションを積極的に展開致します。

2) 製品開発戦略

製薬企業の研究ニーズに応じた、新製品、新サービスの積極的な開発を進めます。

具体的には、キナーゼタンパク質(*)については、従来のアッセイ(*)グレードのみならず、より高付加価値である結晶化グレードタンパク質についても対応していきます。更にタンパク質のみならず、脂質キナーゼ(*)についても顧客ニーズに対応していきます。平成22年12月期には、アッセイ(*)グレード用のキナーゼタンパク質(*)について、製品化しうる全てのキナーゼ(*)について開発を完了する予定です。

(創薬事業について)

基礎研究から前臨床化合物(*)の創出までの研究(創薬研究(*))期間を、既に保有しているキナーゼ阻害薬の創薬基盤技術を利用することにより短縮し、新薬の研究開発を効率的に進めたいと考えております。

研究開発のモデルとして、a.自社で開発した新薬候補化合物(*)を適切な時期に製薬企業に導出する自社型、b.研究初期に製薬企業から研究費を得て研究開発を進める受託型、及びc.当社と技術的に補完関係にある製薬企業と共同で研究開発を進める共同研究型の3つのモデルがあり、この3つのモデルを効率的に組み合わせて、創薬パイプラインを充実させていく予定です。

(6) 資金の財源及び資金の流動性について

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前会計年度との対比の記載はしておりません。

当社グループは、長期に亘る創薬研究を行うための、強固な財務基盤を保つために、高い流動性を維持することを基本方針としております。

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純損失が502,035千円、減損損失94,417千円、本社及びラボの移転費用60,657千円、前受金の増額59,323千円、減価償却費52,553千円、株式公開費用36,588千円、移転費用の支払額33,447千円、たな卸資産の増加23,068千円等となったため、全体では267,673千円の資金の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、本社及びラボの移転・集約による、有形及び無形固定資産の取得による支出202,511千円、定期預金の預入による支出が100,000千円等により、313,874千円の資金の減少となりました。

この結果、当連結会計年度のフリーキャッシュ・フロー（営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローの純額）は、581,548千円の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入874,691千円、株式公開費用36,588千円等により、813,102千円の増加となりました。

これらの結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前期比231,102千円（19.2%）増加の1,432,132千円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は、288,487千円であり、その主な内容は、本社及び製造・研究施設の移転集約及び増床に伴うものであります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(平成20年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社・BMAラボ (神戸市中央区)	全社	統括業務施設、製 造・ 研究施設	23,074		25,744	14,275	63,095	45〔3〕
本社・BMAラボ (神戸市中央区)	創薬支援事業	製造・研究施設	574	1,580	152,175		154,330	14〔0〕
本社・BMAラボ (神戸市中央区)	創薬事業	研究施設						16〔0〕

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 帳簿価額のうち「その他」は、商標権、ソフトウェア及び電話加入権であり、ソフトウェア仮勘定は含んでおりません。

3 従業員数欄の〔 〕外書きは、臨時従業員（準社員及びパートタイマー）の年間平均雇用人員であります。

4 現在休止中の主要な設備はありません。

5 BMAラボの創薬事業部門の全ての資産について減損損失を計上したため、帳簿価額はありません。

6 BMAラボの従業員14名及び16名は、本社従業員が兼務しております。

7 本社及びBMAラボは賃借物件で、その概要は以下の通りです。

事業所名	床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社・BMAラボ	1,762.00	70,758

8 上記の他、主要な賃借及びリース設備として、以下のものがあります。なお、創薬事業にかかるリース設備について減損損失を計上しております。

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	台数	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社・BMAラボ (神戸市中央区)	創薬事業	試験研究機器	1台	5年	11,436	12,389

(2) 在外子会社

(平成20年12月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	その他	合計	
CarnaBio USA, Inc.	アメリカ合 衆国マサ チューセッ ツ州	創薬支援 事業	製品保管 設備			566		566	1

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	本社・BMA ラボ (神戸市中 央区)	創薬支援 事業	計測機器・ 試験管理機器	64,476		自己資金	平成21年 3月	平成21年 5月	(注) 2
	本社・BMA ラボ (神戸市中 央区)	創薬事業	計測機器・ 試験管理機器	16,000		自己資金	平成21年 6月	平成21年 7月	(注) 3

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 キナーゼタンパク質、アッセイキット及びプロファイリング・サービスの新製品開発及び品質向上のための分析機器及び試験管理機器の取得であり、生産能力の増加はありません。

3 創薬研究を目的とした試験機器の取得であり、生産能力の増加はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000
計	300,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年3月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	53,270	53,270	ジャスダック 証券取引所NEO	(注) 1、2
計	53,270	53,270		

- (注) 1 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
 2 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
 3 提出日現在の発行数には平成21年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改訂旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成15年9月8日) 第1回		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	3個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)5	30株(注)3、4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)6	5,000円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成15年9月12日から 平成25年9月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,000円 資本組入額 5,000円 (注)3、6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は10個であり、平成15年9月8日開催の取締役会において上記条件の新株予約権6個の付与を決議しております。

- 2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
- 3 当社は、平成16年5月6日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
- 4 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。
- 5 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数のみにて行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- 6 当社が株式分割等により当該払込価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整されるものとします。調整により生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 7 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権は、その一部の株式につき行使することができる。
 - (2) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
 - (3) その他の条件については、株主総会ならびに取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
- 8 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が解散したときは、新株予約権を取得する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第2回		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	210個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	210株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	50,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月21日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 50,000円 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		同左

(注)1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年6月18日開催の取締役会において上記条件の新株予約権300個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利を喪失した個数を減じております。

- 2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
 3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、総会決議及び新株予約権発行の取締役決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が株式予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその株式予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第2回		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	105個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	105株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	50,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月21日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 50,000円 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年6月18日開催の取締役会において上記条件の新株予約権105個の付与を決議しております。

- 2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
- 3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、総会決議及び新株予約権発行の取締役決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が株式予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその株式予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第3回		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	90個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	90株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	50,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		同左

(注)1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年8月20日開催の取締役会において上記条件の新株予約権150個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利を喪失した個数を減じております。

- 2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
 3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは会社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成16年6月14日) 第3回		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	140個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	140株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	50,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成26年6月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は715個であり、平成16年8月20日開催の取締役会において上記条件の新株予約権160個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利放棄した個数を減じております。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成17年1月24日) 第4回		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	60個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	60株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年1月25日から 平成27年1月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は160個であり、平成17年1月24日開催の取締役会において上記条件の新株予約権60個の付与を決議しております。

- 2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
- 3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 発行時に当社の従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成17年1月24日) 第5回		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	80個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	80株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年1月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		同左

(注)1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は160個であり、平成17年3月11日開催の取締役会において上記条件の新株予約権100個の付与を決議しております。以後、権利放棄等の理由により権利を喪失した個数を減じております。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第7回		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	180個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	180株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月3日から 平成28年3月28日まで (注)8	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		同左

(注)1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年3月29日開催の取締役会において上記条件の新株予約権180個の付与を決議しております。

- 2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
- 3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8 平成19年 8 月31日開催の臨時株主総会において、新株予約権の行使期間を「自 平成20年 4 月 3 日 至 平成28年 4 月 2 日」から「自 平成20年 4 月 3 日 至 平成28年 3 月28日」に変更することを決議しております。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第8回		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	190個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	190株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月18日から 平成28年4月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年7月14日開催の取締役会において上記条件の新株予約権190個の付与を決議しております。

- 2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
- 3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとします。

6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書若しくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第9回		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	40個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	40株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月16日から 平成28年4月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年10月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権40個の付与を決議しております。

- 2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
- 3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書若しくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日) 第10回		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	50個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	50株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年1月4日から 平成28年4月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		同左

(注) 1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は500個であり、平成18年12月15日開催の取締役会において上記条件の新株予約権50個の付与を決議しております。

- 2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
- 3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

- 5 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

6 当該新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (6) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権が権利を行使できる条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書若しくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

会社法第238条及び会社法第239条の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成19年3月29日) 第11回		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	980個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	980株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年4月16日から 平成29年3月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)7	同左

(注)1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は2,000個であり、平成19年4月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権980個の付与を決議しております。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

4 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転等を行う場合等、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める目的である株式数の調整を行うことができるものとします。

5 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

6 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

7 本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

会社法第238条及び会社法第239条の規定に基づく新株予約権の状況

株主総会の特別決議日(平成19年3月29日) 第12回		
	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	390個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)4	390株(注)3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)5	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月17日から 平成29年3月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)7	同左

(注)1 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は2,000個であり、平成19年7月13日開催の取締役会において上記条件の新株予約権390個の付与を決議しております。

- 2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
- 3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 4 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転等を行う場合等、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める目的である株式数の調整を行うことができるものとします。

- 5 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社との吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

6 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
- (3) 新株予約権 1 個未満の行使はできない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- (5) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者で締結した「新株予約権割当契約書」によるものとする。

7 本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画及び当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年5月6日 (注)1	17,496	19,440		269,200		215,000
平成16年11月1日 (注)2	5,900	25,340	295,000	564,200	295,000	510,000
平成16年11月26日 (注)3	2,350	27,690	117,500	681,700	117,500	627,500
平成16年12月27日 (注)4	1,000	28,690	50,000	731,700	50,000	677,500
平成18年1月27日 (注)5	6,600	35,290	330,000	1,061,700	330,000	1,007,500
平成18年3月7日 (注)6	9,200	44,490	460,000	1,521,700	460,000	1,467,500
平成19年3月29日 (注)7		44,490		1,521,700	1,393,932	73,567
平成20年3月24日 (注)8	8,700	53,190	440,220	1,961,920	440,220	513,787
平成20年7月10日 (注)9	80	53,270	2,650	1,964,570		513,787

(注) 1 平成16年5月6日に株式1株につき10株の株式分割を行っております。

2 有償第三者割当 発行価格100,000円 資本組入額50,000円

割当先 ベンチャーキャピタル3社、投資事業組合10名、金融機関1社

3 有償第三者割当 発行価格100,000円 資本組入額50,000円

割当先 ベンチャーキャピタル1社、投資事業組合3名、金融機関1社、事業会社1社

4 有償第三者割当 発行価格100,000円 資本組入額50,000円

割当先 事業会社1社

5 有償第三者割当 発行価格100,000円 資本組入額50,000円

割当先 ベンチャーキャピタル1社、投資事業組合8名

6 有償第三者割当 発行価格100,000円 資本組入額50,000円

割当先 ベンチャーキャピタル1社、投資事業組合18名、金融機関2社、事業会社2社

7 平成19年3月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を1,393,932千円減少し欠損填補することを決議しております。

8 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）によるものであります。

発行価格 110,000円

引受価額 101,200円

発行価額 85,000円

資本組入額 50,600円

9 新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成20年12月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	19	75	4	2	3,532	3,634	
所有株式数(株)	-	360	1,355	23,092	1,256	2	27,205	53,270	
所有株式数の割合(%)	-	0.68	2.54	43.35	2.36	0.00	51.07	100.00	

(6) 【大株主の状況】

平成20年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(株式会社ジャフコ内)	3,138	5.89
CSK - VCライフサイエンス投資事業有限責任組合	東京都港区南青山三丁目3番3号リビエラ南青山ビル5階	3,100	5.82
バイオ・サイト・インキュベーション一号投資事業有限責任組合	大阪市茨木市彩都あさぎ7丁目7番15号彩都バイオインキュベータ100号室	2,739	5.14
吉野 公一郎	大阪府吹田市	2,043(注)	3.83
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(株式会社ジャフコ内)	1,540	2.89
シーエスケープイシー三号投資事業有限責任組合	東京都港区南青山三丁目3番3号リビエラ南青山ビル5階	1,120	2.10
クリスタルゲノミクス社(常任代理人 英和法律事務所 弁護士 尹 英和)	韓国ソウル市 ソンバグー プンナップドーン アサン メディカルセンター アサンインスティテュート フォーライフサイエンス セカンドビルディング6階	1,000	1.88
バイオ・サイト・インキュベーション二号投資事業有限責任組合	大阪市茨木市彩都あさぎ7丁目7番15号彩都バイオインキュベータ100号室	1,000	1.88
東山 繁樹	愛媛県東温市	1,000	1.88
津木 憲紘	大阪府堺市	804(注)	1.51
計		17,484	32.82

(注) 所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 53,270	53,270	権利内容に何ら限定のない当社における標準的となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	53,270		
総株主の議決権		53,270	

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

(8) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法及び会社法に基づき、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して、新株予約権を発行することを下記株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

新株予約権(平成15年9月8日臨時株主総会決議)

第1回	
決議年月日	平成15年9月8日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者3名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 社外協力者1名は、付与時には社外協力者でしたが、その後、当社社外取締役に就任しております。(平成20年5月20日に退任)

新株予約権(平成16年6月14日臨時株主総会決議)

第2回	
決議年月日	平成16年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名(注)1 当社従業員 17名(注)2、3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 平成20年12月31日現在におきましては、付与対象者である当社取締役のうち4名は、付与された全ての新株予約権各5株(合計20株)を放棄し、また、取締役1名(平成19年3月29日に退任)は付与された一部の新株予約権5株を放棄し、その結果、新株発行予定数は25株失効しております。
- 2 平成20年12月31日現在におきましては、付与対象者である当社従業員は退職により4名減少し、そのうち3名は新株予約権を15株放棄し、その結果、新株発行予定数は15株失効しております。
- 3 当社従業員1名は、付与時には当社従業員でしたが、その後、取締役に就任しております。

新株予約権(平成16年6月14日臨時株主総会決議)

第2回	
決議年月日	平成16年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 社外協力者 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

新株予約権(平成16年6月14日臨時株主総会決議)

第3回	
決議年月日	平成16年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員6名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社従業員1名は、付与時には当社従業員でしたが、その後、取締役にならなくなり、退職しております。

平成20年12月31日現在におきましては、付与対象者である当社従業員は退職により3名減少し、2名であり、これに伴い新株予約権を60株放棄し、その結果、新株発行予定数は60株失効しております。

新株予約権(平成16年6月14日臨時株主総会決議)

第3回	
決議年月日	平成16年6月14日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者8名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成20年12月31日現在におきましては、付与対象者である社外協力者1名は、当該新株予約権を20株放棄し、その結果、新株発行予定数は20株失効しております。

新株予約権(平成17年1月24日臨時株主総会決議)

第4回	
決議年月日	平成17年1月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

新株予約権(平成17年1月24日臨時株主総会決議)

第5回	
決議年月日	平成17年1月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員5名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成19年12月31日現在におきましては、付与対象者である当社従業員は退職により1名減少し、4名であり、これに伴い新株予約権20株を放棄し、その結果、新株発行予定数は20株失効しております。

新株予約権(平成18年3月29日定時株主総会決議)

第7回	
決議年月日	平成18年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

新株予約権(平成18年3月29日定時株主総会決議)

第8回	
決議年月日	平成18年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員2名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社従業員1名は、付与時には当社従業員でしたが、その後、当社取締役役に就任しております。(平成20年5月20日に退任)

新株予約権(平成18年3月29日定時株主総会決議)

第9回	
決議年月日	平成18年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

新株予約権(平成18年3月29日定時株主総会決議)

第10回	
決議年月日	平成18年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

新株予約権(平成19年3月29日定時株主総会決議)

第11回	
決議年月日	平成19年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名(注) 当社従業員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(注) 当社取締役1名は、付与時には当社取締役でしたが、その後、取締役を退任しております。(平成20年5月20日に退任)

新株予約権(平成19年3月29日定時株主総会決議)

第12回	
決議年月日	平成19年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当に関しては年1回の期末配当ならびに業績に応じて中間配当を行うことを基本方針としておりますが、現時点においては繰越利益剰余金がマイナスであるため、創業以来利益配当は実施していません。

当社は、商品開発、競争力強化及び創薬のための先行投資として、研究開発費への積極的な資金投入を行ってまいりましたが、今後も引き続き研究開発活動へ積極的に資金を投入し、経営基盤の強化や収益力の向上を図る方針です。従いまして、当面は資金を研究開発活動に充当する方針ですが、株主への利益還元も、重要な経営課題と認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、利益配当についても検討してまいります。

剰余金の配当は、毎年12月31日の期末配当並びに6月30日の中間配当を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月
最高(円)					149,000
最低(円)					19,500

- (注) 1 株価は、ジャスダック証券取引所NEOにおけるものであります。
 2 当社株式は平成20年3月25日付で、ジャスダック証券取引所NEOに上場しておりますので、それ以前については該当ありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	114,000	77,000	58,500	34,500	31,500	99,000
最低(円)	63,000	44,450	26,020	19,500	23,400	25,700

- (注) 株価は、ジャスダック証券取引所NEOにおけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	事業開発管掌	津木 憲紘	昭和18年4月4日	平成11年4月 平成15年4月 平成21年3月	日本オルガノン株式会社入社 取締役副社長 当社取締役会長 当社代表取締役会長事業開発管掌 (現任)	(注)3	805
代表取締役 社長		吉野 公一郎	昭和24年3月25日	平成11年4月 平成15年4月	日本オルガノン株式会社入社 医薬研究所長 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	2,060
取締役	知的財産・ 法務部長	相川 法男	昭和23年10月23日	平成11年4月 平成15年4月 平成16年3月 平成19年9月 平成20年7月	日本オルガノン株式会社入社 特許・商標室長 当社監査役 当社取締役知的財産・法務部長 当社取締役知的財産・法務、経営企 画部長 当社取締役知的財産・法務部長 (現任)	(注)3	705
取締役	営業部長	原 隆	昭和37年4月28日	平成11年10月 平成16年9月 平成18年12月 平成20年5月	宝酒造株式会社入社 当社入社 営業部長 当社取締役営業部長(現任) CarnaBio USA, Inc. President and CEO(現任)	(注)3	3
取締役	経営管理部長	島川 優	昭和34年12月6日	昭和59年4月 平成16年8月 平成19年6月 平成19年7月 平成19年9月	株式会社日立製作所入社 日立(中国)有限公司 副総経理 当社入社 経営管理本部長 当社取締役経営管理本部長 当社取締役経営管理部長(現任)	(注)3	1
取締役	研究技術本部 長兼研究開発 部長	横田 耕一	昭和32年9月2日	平成11年4月 平成15年8月 平成18年5月 平成20年5月 平成21年3月	日本オルガノン株式会社入社 医薬研究所 薬理研究室長 当社入社 研究本部標的分子研究部 長 当社研究開発部長 当社研究技術部長兼研究開発部長 当社取締役研究技術部長兼研究開 発部長(現任)	(注)3	613
取締役 (注)2		柳原 恒久	昭和14年1月22日	昭和36年4月 昭和60年11月 昭和61年12月 平成元年3月 平成2年5月 平成5年6月 平成11年3月 平成12年7月 平成12年10月 平成18年6月 平成21年3月	日興証券株式会社(現 日興コー ディアル証券株式会社)入社 同社 本店営業部長 同社 取締役東部地区担当 同社 取締役大阪地区担当兼大阪支 店副支店長 同社 常務取締役近畿四国地区担当 日本アジア投資株式会社 代表取締 役社長 日興キャピタル株式会社(現 アン ト・キャピタル・パートナーズ株 会社)取締役 日興証券株式会社(現 日興コー ディアル証券株式会社)顧問 東洋キャピタル株式会社 代表取締 役会長 同社 相談役 当社社外取締役(現任)	(注)3	30
監査役 (常勤) (注)1		有田 篤雄	昭和18年7月15日	昭和41年4月 平成8年7月 平成12年7月 平成16年3月	鐘紡株式会社入社 同社 事業統括室長 カネボウ厚生年金基金常務理事 当社監査役(現任)	(注)4	2
監査役 (注)1		小笠原 嗣朗	昭和14年7月23日	昭和38年4月 平成2年10月 平成7年6月 平成8年3月 平成8年6月 平成14年6月 平成17年3月	東レ株式会社入社 同社 国際部長兼経営企画室主幹 東洋プラスチック精工株式会社 取締役管理本部長 中外製薬株式会社入社 同社 取締役国際事業部長 同社 常勤監査役 当社監査役(現任)	(注)4	2
監査役 (注)1		中井 清	昭和18年9月1日	昭和42年4月 平成17年3月 平成19年3月	中井司法書士事務所開業 所長(現任) 当社監査役(現任) 大阪司法書士協同組合理事長 (現任)	(注)4	102
計							4,323

- (注) 1 監査役有田篤雄、小笠原嗣朗及び中井清は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 2 取締役柳原恒久は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3 取締役の任期は、平成21年3月23日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。
- 4 監査役の任期は、平成19年12月11日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。
- 5 所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。なお、平成21年3月分の持株会による所得株式数は、提出日（平成21年3月25日）現在確認ができないため、平成20年2月末現在の実質所有株式数を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性ならびに透明性を高めることを通じて企業価値の最大化を図ることが重要であると考えております。このため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と認識し、業務執行に対する厳正な監督機能の充実や内部統制システムに基づく業務執行の妥当性、違法性ならびに効率性のチェック・管理機能を有効に発揮させることによって、経営の健全性ならびに透明性の向上に積極的に取り組んでおります。さらに役員及び従業員のコンプライアンスの徹底についても、重要施策として積極的に取り組んでおります。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

会社の機関の基本説明

当社グループは、会社の機関として、会社法に規定する取締役会及び監査役会制度を採用しております。取締役会は、経営の重要事項に関する意思決定及び取締役の職務執行の監督機関として機能しており、監査役は、取締役の職務執行を監査しております。

a 取締役会

取締役会は、本書提出日現在で取締役7名(うち1名が社外取締役)により構成し、社外取締役の起用により、社外の多角的な視点を取り入れたうえ、重要な意思決定を行うことができる仕組みを構築しております。

定時取締役会は月1回、臨時取締役会は必要に応じ随時開催し、当社グループの業務執行に関する意思決定を行い、取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会には、取締役のほか監査役も出席し、監査役は取締役会における職務執行の決定に対して監視を行っております。

b 監査役会

監査役会は監査役3名(全て社外監査役、うち1名は常勤監査役)で構成されております。

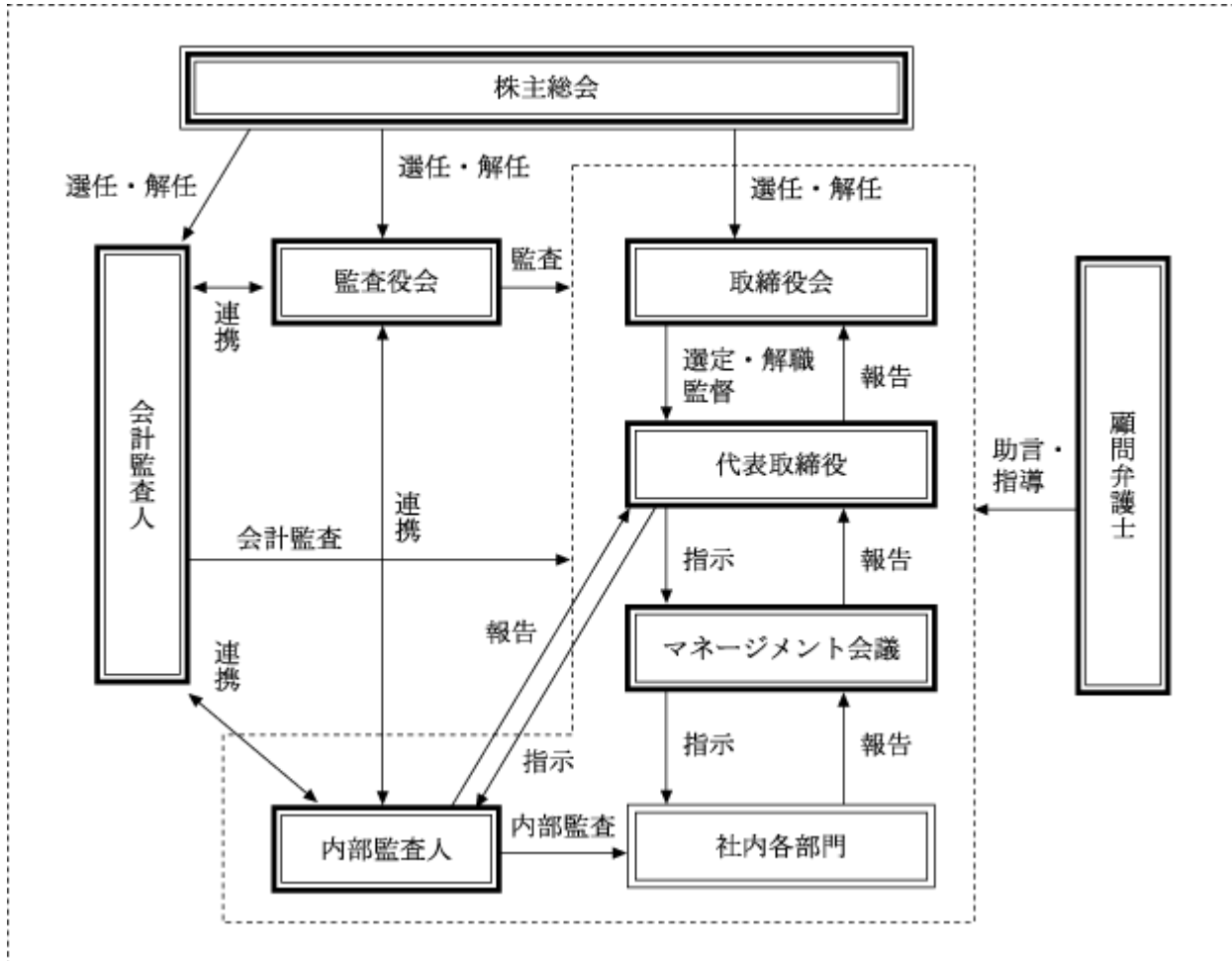
監査役会は、毎月1回、定例の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、監査役会で定めた監査方針及び監査計画に従い、監査状況の確認及び協議を行うほか、内部監査人及び会計監査人とも連携し、監査の有効性ならびに効率性を高め、経営の適法性や効率性について総合的に監査する機関として機能しております。また、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務分担に従い、取締役会、マネジメント会議及びその他の重要会議に出席するほか、取締役からの報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、必要に応じて取締役及び取締役会に意見を表明する等、適宜、必要な業務監査及び会計監査を厳正に実施しております。

なお、監査役は全員が社外監査役であることから、社外の独立した立場から経営に対する監査を行うことで、経営の透明性ならびに公平性を一層高めております。

c マネージメント会議

当社グループでは、社内取締役 6 名、幹部社員(部長職) 3 名及び常勤監査役 1 名から構成されるマネージメント会議を設置し、原則週 1 回開催しております。マネージメント会議は、取締役会で決定した基本方針に基づき、全社ならびに各部門の経営課題等を審議するとともに、業務遂行に係る協議ならびに報告が適宜行われ、業務遂行上のチェック機能を果たしております。さらに、マネージメント会議においては、取締役会上程前の議案についての審議が行われることで、経営課題の最終決定に至る過程の透明性が高まるとともに、効率的な会社運営が図られております。なお、マネージメント会議で行われた業務遂行に係る協議及び報告の内容は、取締役会にて報告されております。

当社グループの会社の機関及びコーポレート・ガバナンスの状況は、次のとおりであります。



内部統制システムの整備の状況

当社は、職務分掌規程及び職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに人に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くような取り組みを行っております。

さらに内部監査人が、各部署の業務執行の妥当性、違法性並びに効率性についてのチェックならびに検証を行うために、内部監査計画に基づく内部監査のほか、必要に応じて適時監査を行っております。また、内部監査人は、毎月1回監査役との意見交換を行い、内部監査の実効性向上に努めております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社では、経営管理部長が経営管理部以外の内部監査を行い、知的財産・法務部長が経営管理部の内部監査を行い、これら内部監査人(2名)によって、全部門を対象に必要な内部監査を定期的実施したうえ、内部監査の結果を全て代表取締役社長に報告し、常勤監査役に対しては、直接、監査実施内容及び改善状況の報告を適時行っております。また、内部監査人は各監査役と密接な連携を取っていることから、各監査役は常に内部監査状況を把握しております。更に内部監査人は、会計監査人と定期的に情報共有のための会合を開くなど、連携を図っております。

各監査役は、取締役会への出席のほか、取締役等から直接業務執行についての聴取、マネージメント会議への出席及び重要な決議資料等の閲覧などを行っております。また各監査役は、定期的に会計監査人と協議し、監査内容に関する意見交換を行うなどの連携を図っております。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人	継続監査年数
指定社員 業務執行社員	寺田勝基 南方得男	監査法人トーマツ	(注) 1

- (注) 1 継続監査年数は、全員7年以内であるため記載を省略しております。
 2 会計監査業務にかかる補助者の構成は、公認会計士2名、会計士補等5名です。

社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係

a 社外取締役

当社の社外取締役は、柳原恒久の1名であり、柳原恒久は、当社株式30株を保有しておりますが、当社との人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

b 社外監査役

当社の社外監査役は、有田篤雄、小笠原嗣朗及び中井清の3名であり、有田篤雄は、当社株式2株及び当社新株予約権35個(35株)を保有しておりますが、当社との人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。小笠原嗣朗は、当社株式2株を保有しておりますが、当社との人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。また、中井清は当社株式102株を保有しておりますが、当社との人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

(3) リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、事業活動全般にわたり発生する可能性のある様々なリスクのうち、経営戦略上の重大なリスクに関しては、関連部署と経営管理部においてリスク分析及びその対応策等の検討を実施し、また必要に応じて外部の専門家に照会を行ったうえで、マネージメント会議または取締役会において当該リスク情報の共有化ならびにリスク回避の方策に関する審議ならびに決定を行っております。また、業務上のリスクに関しては、関連部署と経営管理部においてリスク分析及びその対応策等の検討を実施し、また必要に応じて外部専門家に照会を行ったうえで、リスクを最小限に留める適切な対処を行っております。

また、定期的を実施される内部監査人による内部監査を通じて、様々なリスクを未然に防止するよう努めるとともに、リスク管理体制の有効性を検証しております。

更に、近年、企業運営において重要な経営リソースである情報システムに関しては、当該システムに係るリスク回避策として、システム障害時の早期復旧のためのセキュリティ対策やコンピューターウィルスの侵入やハッカーの妨害を回避するために必要と考えられる対策を積極的に講じております。

(4) 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

区分	支給人員	支給額
取締役会 (うち社外取締役)	8名 (1名)	82,866千円 (2,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	7,166千円 (7,166千円)

(注) 事業年度末に在任の社外取締役1名は無報酬であり、上表に含まれておりません。

(5) 監査報酬の内容

当事業年度における会計監査人に対する報酬は、以下のとおりであります。

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	13,500千円
上記以外の業務に基づく報酬	490千円
合計	13,990千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記「公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬」は、その合計額を記載しております。
- 2 公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務として、当社が会計監査人に委託している業務は、財務報告に係る内部統制構築のための助言、指導業務及び株式公開準備に係る助言、指導業務であります。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外から有能な人材の招聘を容易にすることを目的として、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。

(7) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

(8) 取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行ない、累積投票によらない旨を定款で定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的とするものです。

(10) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、取締役会の決議によって、その責任を免除することができる旨を定款で定めております。

(11) 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

自己の株式の取得に関する事項

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して機動的な資本政策を遂行することを可能にするために、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を行なう機会を増加させるために、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会決議によって中間配当を行なうことができる旨を定款で定めております。

<用語解説> (アルファベット、あいうえお順)

* ATP(Adenosine 5'-triphosphate)

ATPとは、アデノシン (5'-) 三リン酸の略称で、体の中でつくられる高エネルギー化合物(*)のことです。ATPは、核酸などを構成する、アデニン (塩基) とリボース (糖) からなるアデノシンの糖の水酸基 (OH基) にリン酸が三つ連続して結合した構造をもっています。このリン酸基同士の結合は、エネルギー的に不安定で、リン酸基の加水分解による切断反応や、キナーゼ(*)の働きによって他の分子にリン酸基が転移する反応の際に、エネルギーが放出されます。

* ELISA法(Enzyme-linked ImmunoSorbent Assay)

ELISA法とは、免疫学的測定方法の一種で、サンプル中に含まれる微量の目的物質を、酵素標識された抗体を用い、抗原抗体反応を利用して定量的に検出する方法です。

キナーゼ(*)活性を測定する場合には、キナーゼ(*)によりリン酸化(*)された基質(*)の量をELISA法によって測定します。

*FITCラベル

酵素などの機能を調べる際に、その酵素が細胞内のどこに存在しているか (分子の局在) を調べるのが重要です。酵素分子の局在を調べるときに、酵素に目印を付けそれを追っていくことがよく行われます。フルオレセインイソチオシアネート (fluorescein isothiocyanate; FITC) は、黄緑色の蛍光を発有する化学物質で、酵素などに目印を付けるために使用され、FITCで目印を付けることをFITCラベルと言います。

* IMAPTM法

IMAPTM法は、蛍光偏光(*)測定法の一種で、蛍光ラベルされたペプチドが、キナーゼ(*)反応によってリン酸化(*)されてホスホペプチドに変換されます。これに、微小粒子 (IMAPTMビーズ) を加えて複合体を形成させ、その結果引き起こされる蛍光偏光(*)の上昇を測定する方法です。当社グループではこの測定方法を利用してキナーゼ(*)反応を測定するキットを販売しています。IMAPTMは、MDS, Inc. (カナダ) のトレードマーク (商標) です。

* MAPキナーゼ

MAPキナーゼとは、Mitogen-Activated Protein kinase (マイトージェン活性化プロテインキナーゼ) の略で、細胞増殖促進物質であるマイトージェンで処理した細胞が増殖したことからこの名前が付けられました。現在30種類以上のMAPキナーゼが存在することが明らかになっています。上流のキナーゼ(*)が順次下流のキナーゼ(*)をリン酸化(*)し、最終的に遺伝子転写因子(*)をリン酸化(*)して種々の生物学的変化を引き起こします。種々の疾患 (癌や炎症性疾患等) の発症や進展に関与することが知られています。

* Mobility Shift Assay法

Mobility Shift Assay法とは、一般的に、タンパク質や核酸を短時間にゲルやカラム中で電気泳動し、その分子量や電荷の違いによって移動度が異なることを利用して分離する方法です。キナーゼ(*)活性の測定では、キナーゼ(*)によりリン酸化(*)された基質(*)は、リン酸化(*)されていない基質(*)に比べてリン酸基の分だけ電荷がマイナス (陰性) に変化します。この変化を電気泳動の原理で分離して、リン酸化(*)の程度を定量します。この方法を利用して、分離を短時間に高感度で行えるようにしたのがキャリパーライフサイエンス社のLabChip3000です。当社グループではこの測定機を用いて多くのキナーゼ(*)の活性を測定することができます。

* SBDD (ストラクチャー・ベース・ドラッグデザイン)

SBDDとは、X線結晶構造解析(*)により明らかにされた薬物標的タンパク質の立体構造情報に基づいて行われる論理的創薬手法です。SBDD創薬は1980年代後半から、薬剤開発研究の現場において急速に定着してきており、抗HIV薬Ritonavir® (プロテアーゼ阻害剤)、慢性骨髄性白血病治療薬Gleevec® (Bcr-Ablキナーゼ阻害剤*)などの医薬品の短期開発に大きく寄与しています。

* TR-FRET (Time-Resolved Fluorescence Resonance Energy Transfer)法

TR-FRET法は、時間分解蛍光(Time-Resolved Fluorescence)と蛍光共鳴エネルギー転移(Fluorescence Resonance Energy Transfer)とを組み合わせたタンパク質同士の相互作用を測定する方法のことをいいます。ユーロピウムに代表されるランタニドは蛍光寿命が非常に長い蛍光物質で、通常の蛍光が消失した後も蛍光強度を測定することができます。この特長を利用したランタニドキレートによる時間分解蛍光測定では、化合物(*)やタンパク質の蛍光が消光した後に測定を開始します。その結果、バックグラウンドの影響を最小限に抑えた高感度蛍光測定ができます。蛍光共鳴エネルギー転移とはドナーとアクセプターと呼ばれる2種類の蛍光物質が100オングストローム以内に近づいたときに、ドナーが発した光エネルギーをアクセプターが吸収するという現象です。このときドナーの蛍光波長がアクセプターの励起波長に近ければ、ドナーからの光エネルギーを利用してアクセプターが蛍光を發します。すなわちドナーの励起波長で励起し、アクセプターの蛍光波長を測定することでドナーとアクセプターが近接した状態にあるかどうか判定できます。この二つの原理を組み合わせて、高感度(低バックグラウンド)で二つの物質間の近接状態を測定するテクノロジーがTR-FRET法です。キナーゼ(*)活性測定への応用例として、ドナーにユーロピウムを結合させたリン酸化(*)した基質(*)のみに親和性を持つ抗体を、アクセプターにアロフィコシアニンという色素タンパク質を結合させた基質(*)を用いることで基質(*)のリン酸化(*)の程度を測定することができます。

* X線結晶構造解析

タンパク質は、20種類のアミノ酸がひものように繋がってできています。タンパク質がその機能を発揮するためには、このひものが正しく折りたたまれて立体的な形が作られる必要があります。従って、生命のしくみを正しく理解するには分子レベルの立体構造解析が必要となります。X線結晶構造解析はタンパク質を結晶化させ、それにX線を照射してその立体構造を明らかにする技術であり、生命現象解明や論理的創薬に貢献しています。

* アッセイ

アッセイとは、測定実験の総称です。ここでは被験化合物(*)がターゲットのキナーゼ(*)の動きをどの程度抑えるのか調べることを指します。

* アノテーション

アノテーションとは、あるデータに対して関連する情報を注釈として付加するという意味です。アノテーション付化合物(*)ライブラリーは、ライブラリー本来の化合物(*)に関する情報にさらにキナーゼ(*)阻害活性情報を付加したものです。

* 遺伝子クローニング

遺伝子とは、親から子に伝わることによって遺伝形質を発現させる本体で、細胞の核内に存在する核酸(デオキシリボ核酸; DNA)のことです。クローニングとは特定の遺伝子を遺伝子工学的手法によって分離し、増やすことです。

* 遺伝子転写因子

遺伝子転写因子とは、DNAに結合するタンパク質で、発現遺伝子周辺の特定の塩基配列に結合して遺伝子の転写（遺伝子DNAの情報をRNAに写すこと、RNAの情報を基にタンパク質が作られる。）を調節しているタンパク質です。

* 化合物

化合物とは、2種類以上の元素からできている物質のことですが、医薬品の研究・開発における化合物とは一般的に炭素原子で主に構成される低分子有機化合物のことを指します。さらに最近では、生物材料を起源とするバイオ医薬品との対比として、化合物で構成される医薬品のことを低分子化合物医薬品といいます。

創薬研究(*)の成果として生み出される新薬候補化合物（将来、医薬品として承認される可能性を有する化合物）を動物に投与して薬効と安全性とが確認されたものを臨床候補化合物もしくは開発候補化合物と呼び、臨床試験に供することができます。臨床試験でその効果、安全性及び有用性が確認されれば、医薬品として承認されることとなります。

* 基質

基質とは、酵素によって作用を受ける化合物(*)や分子のことです。ここでは、キナーゼ(*)によりリン酸化(*)を受けるタンパク質やペプチドなどを指します。

* キナーゼ/キナーゼタンパク質

キナーゼとは、基質(*)にリン酸基を転移してリン酸化物を生じさせる酵素（タンパク質性触媒）の総称であり、その中でも基質(*)となるタンパク質にATP(*)リン酸基（=アデノシン3リン酸の末端のリン酸基）を転移する酵素を「タンパク質キナーゼ（Protein Kinase）」と呼んでいます。

このタンパク質キナーゼの分類としては、タンパク質を構成しているアミノ酸であるセリン/スレオニンの水酸基にリン酸を転移させるセリン-スレオニンキナーゼ、チロシンの水酸基にリン酸を転移させるチロシンキナーゼがあります。他方、基質となる脂質にATPリン酸基を転移する酵素としてリピッド（脂質）キナーゼがあります。

また、キナーゼには、活性型と非活性型とがあり、非活性型のキナーゼを特に非活性キナーゼと呼んでいます。また、これらキナーゼを構成するタンパク質のアミノ酸の一部が他のアミノ酸と置換したり、欠失したりしたキナーゼをミュータントキナーゼ（変異キナーゼ）といいます。ミュータントキナーゼのなかで、キナーゼ活性を有しているものを活性ミュータントキナーゼといい、活性を有していないものを非活性ミュータントキナーゼといいます。

当社グループでは、キナーゼ自体がタンパク質性触媒であることから、「キナーゼタンパク質」と呼称し、製造・販売しています。

* キナーゼ阻害薬

キナーゼ阻害薬とは、キナーゼに結合して酵素活性を抑制する薬剤のことです。Gleevec®、Tarceva®、Nexavar®などが例として挙げられます。

* キナーゼパネル

ヒトのキナーゼ(*)は、遺伝子解析から518種類が存在すると推察されており、これらの多くのキナーゼ(*)を一定の基準で集めた集団をキナーゼパネルと呼びます。

* 共結晶

共結晶とは、タンパク質とそのタンパク質に結合する化合物(*)を混合して、両者の複合体を結晶化することです。この構造解析をすることにより、タンパク質と化合物(*)の結合様式に関する情報を得ることができるため、SBDD(*)に利用されています。

* 蛍光偏光

蛍光発色団をもった分子に偏光励起光をあてると、分子の運動に依存して蛍光の偏光性に違いが生じます。分子量が大きいほど分子の運動はゆっくりであるため、蛍光の偏光性が保存されることとなります。例えばFITCラベル(*)したリン酸化ペプチド(*)がIMAPTM ビーズと結合する場合には見かけ上の分子量が大きく変化します。その結果、蛍光の偏光性に変化が生じるため、偏光性を測定することで、リン酸化ペプチド(*)の量を測定することができます。

* スクリーニング

スクリーニングとは、多くの評価対象物の中から特定の性質を有するものだけを選び出すことを指します。医薬品開発の領域においては、多くの化合物(*)や微生物生産物などの中から必要な活性や性質を有するものを選び出す作業を指します。

* 創薬研究

創薬研究とは、創薬ターゲットの同定、リード化合物(*)の創出、リード化合物の最適化(*)、薬理試験、ADME試験(薬物動態試験)、毒性試験などの新薬の創製研究の過程で行なわれる研究のことです。

* ハイスループットスクリーニング (HTS)

ハイスループットとは、高効率という意味で、医薬品開発、特に化合物(*)スクリーニング(*)の領域ではハイスループットスクリーニングという形で多く用いられます。文字通り高効率でスクリーニング(*)を行うことで、これを実施するためには、ホモジニアスなアッセイ(*)プラットフォーム(*)とロボットを組み合わせた自動化システムが理想的です。さらに高速・大量処理の結果生じる大量のデータを処理できるコンピュータシステムも必要となります。

* バイオインフォマティクス

バイオインフォマティクスは、複雑な生命や細胞の変化を情報の流れとして扱い、集積された情報の解析手段を用いて生命現象を解析する生物研究分野です。生物情報学ともよばれその研究内容は多岐にわたり、殆どの生物現象や分子情報研究対象になります。

特に遺伝子の配列情報やそこから解析されるアミノ酸配列情報、さらにはタンパク質立体構造情報などが研究されています。

* ヒット化合物

ヒット化合物とは、創薬研究(*)における初期段階で実施したハイスループットスクリーニング (HTS) (*)で、予め決めておいた一定の基準をクリアした化合物(*)群のことを指します。製薬企業ではこうしたHTSに用いる専用の化合物(*)ライブラリー(数万~数百万種類の化合物(*)集)を有していることが多く、通常はこの化合物(*)ライブラリーから数十から数百のヒット化合物が生まれてきます。

*** プラットフォーム (Mobility Shift Assay法(*), TR-FRET法(*), IMAPTM法(*))等)**

アッセイ(*)を行う方法が、種々開発されています。このアッセイ(*)を行う方法のことをプラットフォームと呼びます。キナーゼのアッセイ(*)においては、リン酸化(*)された基質(*)の量を測定する方法として種々の原理に基づいた方法が開発されています。古くは放射性同位体を用いた方法や酵素免疫反応に基づくELISA法(*)などが用いられており、最近では時間分解蛍光共鳴エネルギー転移による方法、蛍光偏光(*)測定による方法、キャピラリー電気泳動による方法などが汎用されるようになってきています。

*** プロテオミクス**

プロテオミクスとは、タンパク質を意味するプロテインと、遺伝子を網羅的に研究することのゲノミクスとをあわせて作られた造語で、タンパク質科学を系統的・包括的にとらえようとする研究領域で、細胞や組織に発現しているタンパク質の動態を迅速に把握して、それらタンパク質の相互作用の実態を解析する研究領域です。

*** プロファイリング**

医薬品開発の領域で用いられるプロファイリングとは、医薬品候補化合物(*)が種々の生体内物質や生体内反応に及ぼす影響をできる限り網羅的に調べ、明らかにすることです。これを行うことで医薬品候補化合物(*)の副作用を予測できる場合があります。

*** 分子標的治療薬**

分子標的治療薬とは、病気の原因となる特定の分子に対して、その分子の機能が抑制されるような薬(低分子化合物(*)や抗体等)のことです。一般的に、疾患の原因物質に対して選択的に効果を発揮することから副作用が少ないと考えられています。キナーゼ阻害薬のGleevec®やモノクローナル抗体(*)のHerceptin®が例として挙げられます。

*** 放射性同位体 (RI)**

放射性同位体 (Radio Isotope) とは、同位体のうち不安定で放射線を出して崩壊するものの総称です。同位体は、原子番号が同じでも中性子数の違いにより性質が異なるものを指します。

*** ホモジニアスアッセイ**

通常のアッセイ(*)では試薬を加えた後、洗浄操作や濾過操作を必要としますがこのような複雑な手順を要するアッセイ(*)系はハイスループットスクリーニング(*)に応用できません。そこで作り出されたのがホモジニアスアッセイで一つの反応容器内で完結するタイプのアッセイ(*)です。一つの試験管内に複数の試薬を添加して反応させた後、反応の結果生じたシグナルをその試験管を直接用いて測定するような方法のことを指します。

*** モノクローナル抗体**

モノクローナル抗体とは、単一の抗体産生細胞に由来するクローンから得られた抗体(免疫グロブリン)をいいます。通常の抗体はポリクローナル抗体と呼ばれ、抗原で免疫した動物の血清から作製するために、いろいろな抗体分子種の混合物となります。しかしながら、モノクローナル抗体は単一の抗体産生細胞から産生されるため、免疫グロブリン分子種自体が一種類となります。モノクローナル抗体を作製するためには、通常、抗体産生細胞を骨髄腫細胞と細胞融合させることで自律増殖能を持ったハイブリドーマを作成し、目的の特異性をもった抗体を産生している抗体産生細胞のクローンのみを選びます。この細胞を培養し、分泌する抗体を精製してモノクローナル抗体を作製します。

* リコンビナントタンパク質

リコンビナントタンパク質とは、遺伝子組み換え技術によって人工的に作製されたタンパク質のことをいいます。通常、大腸菌や動物または昆虫の細胞株の遺伝子を組み換えてタンパク質を作らせます。そのため、自然界に微量しかないタンパク質でも大量に作り出すことができます。

* リード化合物

ハイスループットスクリーニング(*)で見出されたヒット化合物(*)群の中でも、その後、構造修飾をすることによって、医薬品になる可能性を有する化合物(*)群を特にリード候補化合物群と呼びます。このリード候補化合物は、医薬品として望まれる性質を有するかどうか、あるいはその後、化学構造を変換する余地が有るか否かなどを評価する様々な試験を実施して、通常2, 3化合物に絞り込まれます。こうして選択された化合物(*)は、次のステップ(最適化)での中心化合物(*)になるので、リード化合物と呼ばれます。

* リード化合物の最適化

様々な評価を経て選択されたリード化合物(*)は、分子構造の「最適化」と呼ばれる研究段階に送られます。最適化研究では、目的とする生物活性(キナーゼ*)の場合は阻害活性を指標とする場合が多い)に近づくようにリード化合物(*)の化学構造の変換を行います。このとき、医薬品として求められる特性(経口吸収性、体内動態、毒性など)も同時に評価し、これらの情報も総合的に判断して最終的に人での臨床試験に進める化合物を選択します。こうして最適化された化合物(*)は、臨床候補化合物(*)または医薬品候補化合物(*)と呼ばれます。

* リン酸化

リン酸化とは、アミノ酸であるチロシン、セリン、スレオニンのOH基(水酸基)にATP(*)のリン酸基を付加することです。

* リン酸化ペプチド

リン酸ペプチドとは、ペプチド内のOH基(水酸基)にリン酸が結合した状態のペプチドのことです。

* 励起波長

蛍光物質が特定波長の光(励起光)を吸収し、それにより励起された状態(励起状態)から元の状態(基底状態)に戻る際に光(蛍光)としてエネルギーを放出します。この励起状態にする特定の光の波長が励起波長です。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当連結会計年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については前連結会計年度との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)及び当事業年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日)の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	当連結会計年度 (平成20年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
1 現金及び預金		831,545	
2 売掛金		36,426	
3 有価証券		700,586	
4 たな卸資産		68,944	
5 その他		68,303	
貸倒引当金		499	
流動資産合計		1,705,308	82.3
固定資産			
1 有形固定資産			
(1) 建物及び構築物		23,649	
(2) 機械装置及び運搬具		1,580	
(3) 工具、器具及び備品		178,486	
有形固定資産合計		203,715	9.8
2 無形固定資産		24,000	1.2
3 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		104,761	
(2) その他		33,015	
投資その他の資産合計		137,777	6.7
固定資産合計		365,493	17.7
資産合計		2,070,801	100.0

		当連結会計年度 (平成20年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
流動負債			
1	買掛金	2,105	
2	未払金	135,689	
3	未払法人税等	4,533	
4	その他	126,889	
	流動負債合計	269,216	13.0
固定負債			
1	リース資産減損勘定	12,389	
	固定負債合計	12,389	0.6
	負債合計	281,605	13.6
(純資産の部)			
株主資本			
1	資本金	1,964,570	94.9
2	資本剰余金	513,787	24.8
3	利益剰余金	682,869	33.0
	株主資本合計	1,795,488	86.7
評価・換算差額等			
1	その他有価証券評価 差額金	1,110	0.0
2	為替換算調整勘定	5,183	0.3
	評価・換算差額等合計	6,293	0.3
	純資産合計	1,789,195	86.4
	負債純資産合計	2,070,801	100.0

【連結損益計算書】

		当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
売上高			499,570	100.0
売上原価			122,990	24.6
売上総利益			376,579	75.4
販売費及び一般管理費	1		672,844	134.7
営業損失			296,264	59.3
営業外収益				
1 受取利息		6,289		
2 その他		1,096	7,386	1.5
営業外費用				
1 支払利息		128		
2 株式交付費		8,398		
3 株式公開費用		36,588		
4 為替差損		10,762		
5 その他		1,856	57,735	11.6
経常損失			346,614	69.4
特別損失				
1 固定資産除却損	2	346		
2 減損損失	3	94,417		
3 移転費用	4	60,657	155,421	31.1
税金等調整前当期純損失			502,035	100.5
法人税、住民税及び 事業税			1,004	0.2
当期純損失			503,039	100.7

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年12月31日残高 (注)	1,521,700	73,567	179,829	1,415,438
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	442,870	440,220		883,090
当期純損失			503,039	503,039
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	442,870	440,220	503,039	380,050
平成20年12月31日残高	1,964,570	513,787	682,869	1,795,488

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成19年12月31日残高 (注)	20,481		20,481	1,435,920
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				883,090
当期純損失				503,039
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	21,591	5,183	26,774	26,774
連結会計年度中の変動額合計	21,591	5,183	26,774	353,275
平成20年12月31日残高	1,110	5,183	6,293	1,789,195

(注) 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、平成19年12月31日残高は、個別財務諸表の数値を記載しております。

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
1 税金等調整前当期純損失		502,035
2 減価償却費		52,553
3 減損損失		94,417
4 貸倒引当金の増減額(は減少)		499
5 受取利息		6,289
6 支払利息		128
7 固定資産除却損		346
8 株式交付費		8,398
9 株式公開費用		36,588
10 移転費用		60,657
11 リース資産減損勘定の取崩		11,436
12 売上債権の増減額(は増加)		26,045
13 たな卸資産の増減額(は増加)		23,068
14 仕入債務の増減額(は減少)		2,170
15 未払金の増減額(は減少)		17,961
16 前受金の増加額		59,323
17 その他		18,216
小計		237,879
18 利息の受取額		5,416
19 利息の支払額		142
20 移転費用の支払額		33,447
21 法人税等の支払額又は還付額(は支払)		1,621
営業活動によるキャッシュ・フロー		267,673

		当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
1 有形固定資産の取得による支出		183,662
2 無形固定資産の取得による支出		18,848
3 差入保証金の差入による支出		12,260
4 差入保証金の回収による収入		897
5 定期預金の預入による支出		100,000
投資活動によるキャッシュ・フロー		313,874
財務活動によるキャッシュ・フロー		
1 長期借入金の返済による支出		25,000
2 株式の発行による収入		874,691
3 株式公開費用の支出		36,588
財務活動によるキャッシュ・フロー		813,102
現金及び現金同等物に係る換算差額		451
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		231,102
現金及び現金同等物の期首残高		1,201,029
現金及び現金同等物の期末残高		1,432,132

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 1社</p> <p>連結子会社の名称 CarnaBio USA, Inc.</p> <p>CarnaBio USA, Inc.については、平成20年4月21日に設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p>
2 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。</p>
3 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券</p> <p>) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)</p> <p>) 其他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p> 決算日の市場価格等に基づく時価法(外建その他有価証券は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの</p> <p> 移動平均法による原価法</p> <p>たな卸資産</p> <p> 製品及び仕掛品 個別法による原価法</p> <p> 原材料 先入先出法による原価法</p> <p> 貯蔵品 総平均法による原価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 5～15年</p> <p>機械装置及び運搬具 2～11年</p> <p>工具、器具及び備品 2～15年</p> <p>無形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。</p>

項目	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(4) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表の作成のための重要な事項</p> <p>繰延資産の処理方法</p> <p>株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>創立費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
4 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度 (平成20年12月31日)	
有形固定資産の減価償却累計額	311,425千円
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)		
1 販売費及び一般管理費の主なもの		
役員報酬	90,033千円	
給料手当	85,642千円	
支払手数料	84,430千円	
研究開発費	294,706千円	
貸倒引当金繰入額	499千円	
なお、研究開発費はすべて一般管理費に計上しており、上記の金額は研究開発費の総額であります。		
2 固定資産除却損の内訳		
工具、器具及び備品	346千円	
3 減損損失		
当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。		
場所	用途	種類
神戸市中央区港島南町六丁目 神戸健康産業開発センター(HI-DEC)	創薬事業	工具、器具及び備品
神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造センター(BMA)	創薬事業	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 工具、器具及び備品
当社グループは、管理会計上の区分(事業別)を基準にグルーピングを行っております。		
創薬事業においては営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額 94,417千円を減損損失として特別損失に計上しております。		
その内訳は、建物及び構築物 49,680千円、機械装置及び運搬具 1,947千円、工具、器具及び備品 42,789千円であります。		
4 移転費用		
当連結会計年度において、研究開発拠点の集約及び本社機能の移転により生じた移転費用 60,657千円を特別損失に計上しました。		

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	44,490	8,780		53,270

(注) 1. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度末の株式数には提出会社の前事業年度末(平成19年12月31日)現在の株式数を記載しております。

2. 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

平成20年 3月24日 公募増資による新株発行 8,700株

平成20年 7月10日 新株予約権行使による新株発行 80株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	
提出会社	新株予約権としてのストック・オプション					
合計						

(注) 1. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度末の株式数には提出会社の前事業年度末(平成19年12月31日)現在の株式数を記載しております。

2. 上記の内容については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
	(平成20年12月31日現在)
現金及び預金	831,545千円
有価証券	700,586千円
計	1,532,132千円
預入期間3ヶ月超の定期預金	100,000千円
現金及び現金同等物	1,432,132千円

(リース取引関係)

当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	減損損失 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具、器具及び備品	65,140	28,154	35,261	1,724
合計	65,140	28,154	35,261	1,724
2 未経過リース料期末残高相当額等				
未経過リース料期末残高相当額				
1年内				12,901千円
1年超				1,092千円
合計				13,993千円
リース資産減損勘定の残高				
				12,389千円
3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額				
支払リース料				13,144千円
リース資産減損勘定の取崩額				11,436千円
減価償却費相当額				1,591千円
支払利息相当額				76千円
4 減価償却費相当額の算定方法				
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。				
5 利息相当額の算定方法				
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				

(有価証券関係)

当連結会計年度(平成20年12月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	株式	105,871	104,761	1,110
合計		105,871	104,761	1,110

2. 時価評価されていない有価証券

(1) 満期保有目的の債券

内容	連結貸借対照表計上額 (千円)
コマーシャル・ペーパー	199,817
合計	199,817

(2) その他有価証券

内容	連結貸借対照表計上額 (千円)
フリー・ファイナンシャル・ファンド	200,388
キャッシュ・ファンド	381
譲渡性預金	300,000
合計	500,769

3. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の連結決算日後における償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
債券				
コマーシャル・ペーパー	200,000			
その他				
譲渡性預金	300,000			
合計	500,000			

(デリバティブ取引関係)

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

当社グループは退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)

(1)ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

ストック・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション 第 1 回	平成16年 ストック・オプション 第 2 回	平成16年 ストック・オプション 第 2 回
付与対象者の区分及び数	社外協力者 3 名(注) 1	取締役 6 名 従業員 17名(注) 4	監査役 1 名 社外協力者 2 名
ストック・オプションの数	普通株式60株 (注) 2	普通株式300株	普通株式105株
付与日	平成15年 9月12日	平成16年 6月21日	平成16年 6月21日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、被割当者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成15年 9月12日 至 平成25年 9月 8日	自 平成18年 6月21日 至 平成26年 6月14日	至 平成16年 6月21日 自 平成26年 6月14日
権利行使価格	5,000円(注) 3	50,000円	50,000円

(注) 1 . 付与対象者である当社社外協力者1名は、その後、当社社外取締役に就任しております。(平成20年 5月20日に退任)

2 . 株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3 . 株式分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

4 . 付与対象者である当社従業員 1 名は、その後、当社取締役に就任しております。

	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成17年 ストック・オプション 第4回
付与対象者の区分及び数	従業員 6名 (注)	社外協力者 8名	従業員 3名
ストック・オプションの数	普通株式 150株	普通株式 160株	普通株式 60株
付与日	平成16年10月1日	平成16年10月1日	平成17年1月25日
権利確定条件	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合についてはこの限りではない。</p> <p>発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認められた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合についてはこの限りではない。</p> <p>発行時に当社の従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認められた場合についてはこの限りではない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年10月1日 至 平成26年6月14日	自 平成16年10月1日 至 平成26年6月14日	自 平成19年1月25日 至 平成27年1月24日
権利行使価格	50,000円	50,000円	100,000円

(注)付与対象者である当社従業員1名は、その後、当社取締役に就任しております。

	平成17年 ストック・オプション 第5回	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回
付与対象者の区分及び数	従業員 5名	従業員 8名	従業員 2名 (注) 2
ストック・オプションの数	普通株式 100株	普通株式 180株	普通株式 190株
付与日	平成17年4月1日	平成18年4月3日	平成18年7月18日
権利確定条件	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認められた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認められた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認められた場合についてはこの限りではない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成19年4月1日 至 平成27年1月24日	自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日 (注) 1	自 平成20年7月18日 至 平成28年4月2日
権利行使価格	100,000円	100,000円	100,000円

(注) 1 . 平成19年8月31日開催の臨時株主総会において、新株予約権の行使期間を「自 平成20年4月3日 至 平成28年4月2日」から「自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日」に変更することを決議しております。

2 . 付与対象者である当社従業員1名は、その後、当社取締役に就任しております。（平成20年5月20日に退任）

	平成18年 ストック・オプション 第9回	平成19年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回
付与対象者の区分及び数	従業員 1名	従業員 1名	取締役 2名(注) 従業員 21名
ストック・オプションの数	普通株式 40株	普通株式 50株	普通株式 980株
付与日	平成18年10月16日	平成19年1月4日	平成19年4月16日
権利確定条件	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成20年10月16日 至 平成28年4月2日	自 平成21年1月4日 至 平成28年4月2日	至 平成22年4月16日 自 平成29年3月29日
権利行使価格	100,000円	100,000円	100,000円

(注)付与対象者である当社取締役1名は、その後、取締役を退任しております。(平成20年5月20日に退任)

	平成19年 ストック・オプション 第12回
付与対象者の区分及び数	取締役 1名 従業員 4名
ストック・オプションの数	普通株式 390株
付与日	平成19年7月17日
権利確定条件	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 平成22年7月17日 至 平成29年3月29日
権利行使価格	100,000円

ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

a. ストックオプションの数

	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第3回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末 付与	60	260	105	90
失効・消却				
権利確定 未確定残	60	260	105	90
権利確定後(株)				
前連結会計年度末 権利確定	60	260	105	90
権利行使	30	50		
失効・消却				
未行使残	30	210	105	90

	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回	平成18年 ストック・オプション 第7回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末 付与	160	60	80	180
失効・消却				
権利確定 未確定残	160	60	80	180
権利確定後(株)				
前連結会計年度末 権利確定	160	60	80	180
権利行使				
失効・消却	20			
未行使残	140	60	80	180

	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回	平成19年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末 付与	190	40	50	980
失効・消却				
権利確定 未確定残	190	40	50	980
権利確定後(株)				
前連結会計年度末 権利確定	190	40		
権利行使				
失効・消却				
未行使残	190	40		

	平成19年 ストック・オプション 第12回
権利確定前(株)	
前連結会計年度末 付与	390
失効・消却	
権利確定	
未確定残	390
権利確定後(株)	
前連結会計年度末 権利確定	
権利行使	
失効・消却	
未行使残	

b. 単価情報

(単位：千円)

	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成15年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第3回
権利行使価格	5	50	50	50
公正な評価単価 (付与日)				

(単位：千円)

	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回	平成18年 ストック・オプション 第7回
権利行使価格	50	100	100	100
公正な評価単価 (付与日)				

(単位：千円)

	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回	平成19年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回
権利行使価格	100	100	100	100
公正な評価単価 (付与日)				

(単位：千円)

	平成19年 ストック・オプション 第12回
権利行使価格	100
公正な評価単価 (付与日)	

c. 本源的価値情報

(単位：千円)

	権利行使	未決済残
権利行使価格		100
自社株式の評価単価		100
本源的価値		
本源的価値の合計額		

(注) 1. 本源的価値情報は、会社法施行後に付与したストック・オプションのうち、当連結会計年度末時点で権利未確定のもの(1,420株)を対象としております。
 2. 自社株式の評価単価は、平成19年12月31日時点で評価したものを利用しております。

(2) 自社株式の評価単価の算定方法

該当事項はありません。

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積り数は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(4) ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 千円

当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 千円

(税効果会計関係)

当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	
1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)	
研究開発費損金算入超過額	4,544千円
減損損失	50,783
繰越欠損金	775,728
未払事業税	1,434
その他	655
繰延税金資産小計	833,146
評価性引当額	833,146
繰延税金資産合計	<u>833,146</u>
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

	創薬支援事業 (千円)	創薬事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
外部顧客に対する売上高	461,324	38,245	499,570		499,570
計	461,324	38,245	499,570		499,570
営業費用	381,041	414,793	795,834		795,834
営業利益又は営業損失()	80,282	376,547	296,264		296,264
資産、減価償却費、減損損失 及び資本的支出					
資産	323,756	64,643	388,400	1,682,401	2,070,801
減価償却費	35,576	16,976	52,553		52,553
減損損失		94,417	94,417		94,417
資本的支出	154,919	108,482	289,235	54,895	289,235

- (注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。
 2 各区分の主な製品又は事業の内容
 (1) 創薬支援事業・・・キナーゼタンパク質の販売、アッセイ開発
 プロファイリング・スクリーニングサービス
 (2) 創薬事業・・・キナーゼ阻害薬研究
 3 全ての営業費用は各セグメントに配分されているため配賦不能営業費用はありません。
 4 創薬事業において、94,417千円の減損損失を計上しております。
 5 資産のうち、消去又は全社に含めた全社資産(1,682,401千円)の主なものは親会社での余資運用資産(現金及び預金、有価証券)及び長期投資資金(投資有価証券)等であります。

【所在地別セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

	日本(千円)	北米(千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	437,270	62,299	499,570		499,570
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	45,975		45,975	(45,975)	
計	483,245	62,299	545,545	(45,975)	499,570
営業費用	766,548	70,961	837,510	(41,675)	795,834
営業損失	283,302	8,661	291,964	(4,300)	296,264
資産	377,670	10,729	388,400	1,682,401	2,070,801

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 北米・・・米国
 3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。
 4 資産のうち、消去又は全社に含めた全社資産(1,682,401千円)の主なものは親会社での余資運用資産(現金及び預金、有価証券)及び長期投資資金(投資有価証券)等であります。

【海外売上高】

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

	北米	欧州	その他の地域	計
海外売上高(千円)	118,537	63,794	18,928	201,259
連結売上高(千円)				499,570
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	23.7	12.8	3.8	40.3

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。
 (1) 北米・・・米国、カナダ
 (2) 欧州・・・デンマーク、ベルギー、英国、スペイン
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者との取引】

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり純資産額	33,587円30銭
1株当たり当期純損失金額	9,814円39銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成20年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,789,195
普通株式に係る純資産額(千円)	1,789,195
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	53,270

2 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
当期純損失(千円)	503,039
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純損失(千円)	503,039
普通株式の期中平均株式数(株)	51,255
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 13種類 (新株予約権の数 2,518個) これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	25,000		2.0	
合計	25,000			

(注) 「平均利率」については、期中借入金の増減すべてに対する加重平均利率を記載しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年12月31日)		当事業年度 (平成20年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金			1,201,029		803,545
2 売掛金	1		63,704		35,355
3 有価証券					700,586
4 製品			25,439		48,725
5 原材料			12,325		9,875
6 仕掛品			5,855		7,613
7 貯蔵品			2,849		2,534
8 前払費用			35,646		43,232
9 未収入金			303		21,059
10 その他	1		4,655		9,929
貸倒引当金					499
流動資産合計			1,351,810	83.3	1,681,958
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物附属設備		60,091		112,001	
減価償却累計額	2	49,198	10,893	88,352	23,649
(2) 機械及び装置		18,594		19,801	
減価償却累計額	2	15,250	3,344	18,221	1,580
(3) 工具、器具及び備品		199,410		382,589	
減価償却累計額	2	129,531	69,879	204,669	177,919
有形固定資産合計			84,117	5.2	203,149
2 無形固定資産					
(1) 商標権			680		585
(2) ソフトウエア			766		13,558
(3) ソフトウエア仮勘定			5,880		9,724
(4) 電話加入権			131		131
無形固定資産合計			7,458	0.5	24,000
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券			140,375		104,761
(2) 関係会社株式					42,580
(3) 長期前払費用			30,353		13,405
(4) 差入保証金			8,261		19,502
投資その他の資産合計			178,989	11.0	180,250
固定資産合計			270,565	16.7	407,399
資産合計			1,622,375	100.0	2,089,358

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年12月31日)		当事業年度 (平成20年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1 買掛金				1,608	
2 一年内返済予定の長期借入金		25,000			
3 未払金	1	45,420		136,836	
4 未払費用		9,289		989	
5 未払法人税等		1,573		4,533	
6 前受金				59,728	
7 預り金		65,257		66,071	
8 その他		2,067			
流動負債合計		148,609	9.2	269,767	12.9
固定負債					
1 繰延税金負債		14,021			
2 リース資産減損勘定		23,825		12,389	
固定負債合計		37,846	2.3	12,389	0.6
負債合計		186,455	11.5	282,156	13.5
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		1,521,700	93.8	1,964,570	94.0
2 資本剰余金					
資本準備金		73,567		513,787	
資本剰余金合計		73,567	4.5	513,787	24.6
3 利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		179,829		670,045	
利益剰余金合計		179,829	11.1	670,045	32.0
株主資本合計		1,415,438	87.2	1,808,312	86.6
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		20,481	1.3	1,110	0.1
評価・換算差額等合計		20,481	1.3	1,110	0.1
純資産合計		1,435,920	88.5	1,807,202	86.5
負債純資産合計		1,622,375	100.0	2,089,358	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)			当事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
売上高							
1 製品売上高	1	492,937			476,745		
2 商品売上高		20,985	513,922	100.0	6,500	483,245	100.0
売上原価							
1 製品売上原価							
(1)製品期首たな卸高		8,898			25,439		
(2)当期製品製造原価		104,059			144,027		
合計		112,958			169,466		
(3)他勘定振替高		5,931			6,941		
(4)製品廃棄損		1,662					
(5)製品評価損					1,468		
(6)製品期末たな卸高		25,439			48,725		
製品売上原価		83,249			115,266		
2 商品売上原価							
(1)商品期首たな卸高							
(2)当期商品仕入高		15,887			4,550		
合計		15,887			4,550		
(3)商品期末たな卸高							
商品売上原価		15,887	99,136	19.3	4,550	119,816	24.8
売上総利益			414,786	80.7		363,429	75.2
販売費及び一般管理費	2 3		562,204	109.4		646,732	133.8
営業損失			147,418	28.7		283,302	58.6
営業外収益							
1 受取利息		2,885			3,104		
2 有価証券利息					2,881		
3 補助金・助成金収入		2,255			550		
4 受取保険金		3,004					
5 その他		553	8,698	1.7	546	7,082	1.5

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		当事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)			
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
営業外費用							
1 支払利息		1,469			128		
2 株式交付費					8,398		
3 株式公開費用					36,588		
4 支払手数料		16,459			1,345		
5 為替差損		2,212	20,142	3.9	11,109	57,570	11.9
経常損失			158,861	30.9		333,790	69.0
特別損失							
1 固定資産除却損	4				346		
2 減損損失	5	19,963			94,417		
3 移転費用	6		19,963	3.9	60,657	155,421	32.2
税引前当期純損失			178,825	34.8		489,211	101.2
法人税、住民税及び事業税			1,004	0.2		1,004	0.2
当期純損失			179,829	35.0		490,215	101.4

製造原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		当事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	
		金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)
材料費		14,349	14.2	29,369	20.1
労務費		50,686	50.2	66,844	45.8
経費	2	35,884	35.6	49,879	34.1
当期総製造費用		100,921	100.0	146,093	100.0
期首仕掛品たな卸高		8,993		5,855	
合計		109,914		151,949	
期末仕掛品たな卸高		5,855		7,613	
他勘定振替高	3			308	
当期製品製造原価		104,059		144,027	

(脚注)

前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
1 原価計算の方法 個別原価計算制度を採用しております。	1 原価計算の方法 同左
2 経費の主な内訳は次のとおりであります。 賃借料 7,626千円 消耗品費 9,014千円 減価償却費 12,324千円 リース料 285千円	2 経費の主な内訳は次のとおりであります。 賃借料 9,641千円 消耗品費 14,487千円 減価償却費 16,998千円 リース料 659千円
3	3 他勘定振替高の主なものは研究開発費への振替であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
平成18年12月31日残高(千円)	1,521,700	1,467,500		1,467,500	1,393,932	1,393,932
事業年度中の変動額						
資本準備金の取崩し		1,393,932	1,393,932			
剰余金の処分			1,393,932	1,393,932	1,393,932	1,393,932
当期純損失					179,829	179,829
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計 (千円)		1,393,932		1,393,932	1,214,102	1,214,102
平成19年12月31日残高(千円)	1,521,700	73,567		73,567	179,829	179,829

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年12月31日残高(千円)	1,595,267	57,620	57,620	1,652,888
事業年度中の変動額				
資本準備金の取崩し				
剰余金の処分				
当期純損失	179,829			179,829
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		37,139	37,139	37,139
事業年度中の変動額合計 (千円)	179,829	37,139	37,139	216,968
平成19年12月31日残高(千円)	1,415,438	20,481	20,481	1,435,920

当事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
平成19年12月31日残高(千円)	1,521,700	73,567	73,567	179,829	179,829
事業年度中の変動額					
新株の発行	442,870	440,220	440,220		
当期純損失				490,215	490,215
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計 (千円)	442,870	440,220	440,220	490,215	490,215
平成20年12月31日残高(千円)	1,964,570	513,787	513,787	670,045	670,045

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年12月31日残高(千円)	1,415,438	20,481	20,481	1,435,920
事業年度中の変動額				
新株の発行	883,090			883,090
当期純損失	490,215			490,215
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		21,591	21,591	21,591
事業年度中の変動額合計 (千円)	392,874	21,591	21,591	371,282
平成20年12月31日残高(千円)	1,808,312	1,110	1,110	1,807,202

【キャッシュ・フロー計算書】

当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度に係るキャッシュ・フロー計算書
 につきましては作成しておりません。

		前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失		178,825
減価償却費		48,185
減損損失		19,963
受取利息		2,885
支払利息		1,469
リース資産減損勘定の取崩		11,436
売上債権の増加額		29,385
たな卸資産の増加額		20,363
仕入債務の減少額		116
預り金の増加額		579
前受金の減少額		37,142
未払金の増加額		26,342
前払費用の増加額		19,718
未収消費税等の減少額		2,153
未払費用の増加額		446
長期前払費用の減少額		15,753
差入保証金の払戻による収入		817
差入保証金の払込による支出		1,714
その他		5,997
小計		191,873
利息及び配当金の受取額		2,043
利息の支払額		1,442
法人税等の支払額		1,329
営業活動によるキャッシュ・フロー		192,603
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		59,763
無形固定資産の取得による支出		6,464
投資活動によるキャッシュ・フロー		66,228
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出		50,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		50,000
現金及び現金同等物に係る換算差額		846
現金及び現金同等物の減少額		307,984
現金及び現金同等物の期首残高		1,509,014
現金及び現金同等物の期末残高		1,201,029

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法(外貨建その他有価証券は、決 算日の直物為替相場により円貨に 換算し、換算差額は評価差額とし て処理しております。また、評価差 額は、全部純資産直入法により処 理し、売却原価は移動平均法によ り算定しております。)</p>	<p>(1)満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) (2)子会社株式 移動平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p>
2 たな卸資産の評価基準及 び評価方法	<p>(1)製品及び仕掛品 個別法による原価法 (2)原材料 先入先出法による原価法 (3)貯蔵品 総平均法による原価法</p>	<p>(1)製品及び仕掛品 同左 (2)原材料 同左 (3)貯蔵品 同左</p>
3 固定資産の減価償却の方 法	<p>(1)有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとお りであります。 建物附属設備 8～10年 機械及び装置 2～11年 工具、器具及び備品 3～15年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法 自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間(5 年)で償却しております。</p>	<p>(1)有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとお りであります。 建物附属設備 5～15年 機械及び装置 2～11年 工具、器具及び備品 2～15年</p> <p>(追加情報) 法人税法の改正に伴い当事業年度か ら、平成19年3月31日以前に取得したも のについては、償却可能限度額まで償 却が終了した翌年から5年間で均等償 却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は、 軽微であります。</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
4 繰延資産の処理方法		株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。
5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
6 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
8 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	
9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
<p>(固定資産の減価償却方法)</p> <p>当事業年度から、法人税法の改正（「所得税法の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 法令第83号」）に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>当事業年度から、「前受金」（当事業年度404千円）は、重要性がなくなったため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「前受金」は、総資産額の100分の1を超えたため、流動負債に区分掲記することといたしました。なお、前事業年度では流動負債の「その他」に404千円含まれております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年12月31日)	当事業年度 (平成20年12月31日)
1	<p>1 関係会社に対する資産及び負債</p> <p style="padding-left: 20px;">売掛金 8,282千円</p> <p style="padding-left: 20px;">立替金（流動資産の「その他」） 6,424千円</p> <p style="padding-left: 20px;">未払金 1,146千円</p>
<p>2 減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。</p>	2 同左

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)																																																		
<p>1</p> <p>2 販売費に属する費目の割合は3.5%、一般管理費に属する費用の割合は96.5%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>研究開発費</td><td style="text-align: right;">256,038千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">89,295千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td style="text-align: right;">67,155千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td style="text-align: right;">52,214千円</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td style="text-align: right;">23,628千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">2,136千円</td></tr> </table> <p>3 一般管理費に含まれる研究開発費は256,038千円であります。</p> <p>4</p> <p>5 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造センター(BMA)</td> <td style="text-align: center;">創薬事業</td> <td style="text-align: center;">工具、器具及び備品</td> </tr> <tr> <td>神戸市中央区港島南町六丁目 神戸健康産業開発センター(HI-DEC)</td> <td style="text-align: center;">創薬事業</td> <td style="text-align: center;">建物附属設備 工具、器具及び備品</td> </tr> <tr> <td>大阪府堺市 (大阪府立大学内)</td> <td style="text-align: center;">創薬事業</td> <td style="text-align: center;">機械及び装置</td> </tr> <tr> <td>札幌市北区 (北海道大学内)</td> <td style="text-align: center;">創薬事業</td> <td style="text-align: center;">工具、器具及び備品</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、管理会計上の区分(事業別)を基準にグルーピングを行っております。 創薬事業においては営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能価額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額的全額19,963千円を減損損失として特別損失に計上しております。 その内訳は、建物附属設備622千円、機械及び装置1,537千円、工具、器具及び備品17,803千円であります。</p> <p>6</p>	研究開発費	256,038千円	役員報酬	89,295千円	支払手数料	67,155千円	給料手当	52,214千円	旅費交通費	23,628千円	減価償却費	2,136千円	場所	用途	種類	神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造センター(BMA)	創薬事業	工具、器具及び備品	神戸市中央区港島南町六丁目 神戸健康産業開発センター(HI-DEC)	創薬事業	建物附属設備 工具、器具及び備品	大阪府堺市 (大阪府立大学内)	創薬事業	機械及び装置	札幌市北区 (北海道大学内)	創薬事業	工具、器具及び備品	<p>1 関係会社に対する事項 製品売上高 45,975千円</p> <p>2 販売費に属する費目の割合は2.4%、一般管理費に属する費用の割合は97.6%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>研究開発費</td><td style="text-align: right;">294,706千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">90,033千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td style="text-align: right;">69,924千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td style="text-align: right;">83,382千円</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td style="text-align: right;">34,413千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">5,480千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">499千円</td></tr> </table> <p>3 一般管理費に含まれる研究開発費は294,706千円であります。</p> <p>4 固定資産除却損の内容は以下のとおりであります。 工具、器具及び備品 346千円</p> <p>5 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市中央区港島南町六丁目 神戸健康産業開発センター(HI-DEC)</td> <td style="text-align: center;">創薬事業</td> <td style="text-align: center;">工具、器具及び備品</td> </tr> <tr> <td>神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造センター(BMA)</td> <td style="text-align: center;">創薬事業</td> <td style="text-align: center;">建物附属設備 機械及び装置 工具、器具及び備品</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、管理会計上の区分(事業別)を基準にグルーピングを行っております。 創薬事業においては営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能価額についての使用価値をゼロとし、帳簿価額的全額94,417千円を減損損失として特別損失に計上しております。 その内訳は、建物附属設備49,680千円、機械及び装置1,947千円、工具、器具及び備品42,789千円であります。</p> <p>6 移転費用 当事業年度において、研究開発拠点の集約及び本社機能の移転により生じた費用60,657千円を特別損失に計上しました。</p>	研究開発費	294,706千円	役員報酬	90,033千円	支払手数料	69,924千円	給料手当	83,382千円	旅費交通費	34,413千円	減価償却費	5,480千円	貸倒引当金繰入額	499千円	場所	用途	種類	神戸市中央区港島南町六丁目 神戸健康産業開発センター(HI-DEC)	創薬事業	工具、器具及び備品	神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造センター(BMA)	創薬事業	建物附属設備 機械及び装置 工具、器具及び備品
研究開発費	256,038千円																																																		
役員報酬	89,295千円																																																		
支払手数料	67,155千円																																																		
給料手当	52,214千円																																																		
旅費交通費	23,628千円																																																		
減価償却費	2,136千円																																																		
場所	用途	種類																																																	
神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造センター(BMA)	創薬事業	工具、器具及び備品																																																	
神戸市中央区港島南町六丁目 神戸健康産業開発センター(HI-DEC)	創薬事業	建物附属設備 工具、器具及び備品																																																	
大阪府堺市 (大阪府立大学内)	創薬事業	機械及び装置																																																	
札幌市北区 (北海道大学内)	創薬事業	工具、器具及び備品																																																	
研究開発費	294,706千円																																																		
役員報酬	90,033千円																																																		
支払手数料	69,924千円																																																		
給料手当	83,382千円																																																		
旅費交通費	34,413千円																																																		
減価償却費	5,480千円																																																		
貸倒引当金繰入額	499千円																																																		
場所	用途	種類																																																	
神戸市中央区港島南町六丁目 神戸健康産業開発センター(HI-DEC)	創薬事業	工具、器具及び備品																																																	
神戸市中央区港島南町一丁目 神戸バイオメディカル創造センター(BMA)	創薬事業	建物附属設備 機械及び装置 工具、器具及び備品																																																	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	44,490			44,490
合計	44,490			44,490

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)

当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度における「株主資本等変動計算書関係」については、自己株式に関する事項のみ記載しており、その他の事項については連結財務諸表における注記事項として記載しております。

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度に係るキャッシュ・フロー計算書につきましては作成しておりません。

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年12月31日現在)	
現金及び預金	1,201,029千円
現金及び現金同等物	1,201,029千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)																														
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																														
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>65,140</td> <td>26,562</td> <td>35,261</td> <td>3,316</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>65,140</td> <td>26,562</td> <td>35,261</td> <td>3,316</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具、器具及び備品	65,140	26,562	35,261	3,316	合計	65,140	26,562	35,261	3,316	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>65,140</td> <td>28,154</td> <td>35,261</td> <td>1,724</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>65,140</td> <td>28,154</td> <td>35,261</td> <td>1,724</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具、器具及び備品	65,140	28,154	35,261	1,724	合計	65,140	28,154	35,261	1,724
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																											
工具、器具及び備品	65,140	26,562	35,261	3,316																											
合計	65,140	26,562	35,261	3,316																											
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																											
工具、器具及び備品	65,140	28,154	35,261	1,724																											
合計	65,140	28,154	35,261	1,724																											
2 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額	2 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額																														
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>12,520千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>13,993千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,514千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の残高</td> <td>23,825千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	12,520千円	1年超	13,993千円	合計	26,514千円	リース資産減損勘定の残高	23,825千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>12,901千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,092千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13,993千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の残高</td> <td>12,389千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	12,901千円	1年超	1,092千円	合計	13,993千円	リース資産減損勘定の残高	12,389千円														
1年内	12,520千円																														
1年超	13,993千円																														
合計	26,514千円																														
リース資産減損勘定の残高	23,825千円																														
1年内	12,901千円																														
1年超	1,092千円																														
合計	13,993千円																														
リース資産減損勘定の残高	12,389千円																														
3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額	3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額																														
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>13,144千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>11,436千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,591千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>121千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	13,144千円	リース資産減損勘定の取崩額	11,436千円	減価償却費相当額	1,591千円	支払利息相当額	121千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>13,144千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>11,436千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,591千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>76千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	13,144千円	リース資産減損勘定の取崩額	11,436千円	減価償却費相当額	1,591千円	支払利息相当額	76千円														
支払リース料	13,144千円																														
リース資産減損勘定の取崩額	11,436千円																														
減価償却費相当額	1,591千円																														
支払利息相当額	121千円																														
支払リース料	13,144千円																														
リース資産減損勘定の取崩額	11,436千円																														
減価償却費相当額	1,591千円																														
支払利息相当額	76千円																														
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。	4 減価償却費相当額の算定方法 同左																														
5 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	5 利息相当額の算定方法 同左																														

(有価証券関係)

当事業年度に係る「有価証券関係」(子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは除く。)については、連結財務諸表における注記事項として記載しております。

前事業年度(平成19年12月31日)

その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	105,871	140,375	34,503
	小計	105,871	140,375	34,503
合計		105,871	140,375	34,503

当事業年度(平成20年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(デリバティブ取引関係)

当事業年度における「デリバティブ取引関係」については、連結財務諸表における注記事項として記載しております。

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

当事業年度における「退職給付関係」については、連結財務諸表における注記事項として記載しております。

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当社は退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度における「ストック・オプション等関係」については、連結財務諸表における注記事項として記載しております。

前事業年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

(1)ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

ストック・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成16年 ストック・オプション 第2回
付与対象者の区分及び数	取締役 1名(注)1	社外協力者3名(注)2	取締役 6名 従業員 17名(注)6
ストック・オプションの数	普通株式 40株 (注)1,3	普通株式60株 (注)3	普通株式300株 (注)5,6
付与日	平成15年9月12日	平成15年9月12日	平成16年6月21日
権利確定条件	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、被割当者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>被割当者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、被割当者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成15年9月12日 至 平成25年9月8日	自 平成15年9月12日 至 平成25年9月8日	至 平成18年6月21日 自 平成26年6月14日
権利行使価格	5,000円(注)4	5,000円(注)4	50,000円

- (注) 1. 付与対象者である当社取締役 1 名は、当該新株予約権を40株放棄し、新株発行予定数は40株失効しております。
2. 付与対象者である当社外協力者 1 名は、その後、当社社外取締役に就任しております。
3. 株式分割後の株式数に換算して記載しております。
4. 株式分割後の権利行使価格に換算して記載しております。
5. 付与対象者である当社取締役のうち 4 名は、付与された全ての新株予約権各 5 株（合計20株）を放棄し、また、当社取締役 1 名（平成19年 3 月29日に退任）は付与された一部の新株予約権 5 株を放棄し、その結果、新株発行予定数は25株失効しております。
6. 付与対象者である当社従業員は退職により 3 名減少し、これに伴い新株予約権15株を放棄し、その結果、新株発行予定数は15株失効しております。

	平成16年 ストック・オプション 第 2 回	平成16年 ストック・オプション 第 3 回	平成16年 ストック・オプション 第 3 回
付与対象者の区分及び数	監査役 1名 社外協力者 2名	従業員 6名 (注) 1、2	社外協力者 8名
ストック・オプションの数	普通株式 105株	普通株式 150株 (注) 2	普通株式 160株
付与日	平成16年 6 月21日	平成16年10月 1 日	平成16年10月 1 日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 発行時に当社の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成16年 6 月21日 至 平成26年 6 月14日	自 平成18年10月 1 日 至 平成26年 6 月14日	自 平成16年10月 1 日 至 平成26年 6 月14日
権利行使価格	50,000円	50,000円	50,000円

- (注) 1. 付与対象者である当社従業員 1 名は、その後、当社取締役に就任しております。
2. 付与対象者である当社従業員は退職により 3 名減少し、これに伴い新株予約権60株を放棄し、その結果、新株発行予定数は60株失効しております。

	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回	平成17年 ストック・オプション 第6回
付与対象者の区分及び数	従業員 3名	従業員 5名 (注)1	従業員 3名
ストック・オプションの数	普通株式 60株	普通株式 100株 (注)1	普通株式 80株 (注)2
付与日	平成17年1月25日	平成17年4月1日	平成17年9月26日
権利確定条件	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>発行時に当社の従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場し、または日本証券業協会に店頭登録する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成19年1月25日 至 平成27年1月24日	自 平成19年4月1日 至 平成27年1月24日	自 平成19年9月26日 至 平成27年9月21日
権利行使価格	100,000円	100,000円	150,000円

(注)1. 付与対象者である当社従業員1名は、退職により1名減少し、これに伴い新株予約権20株を放棄し、その結果、新株発行予定数は20株失効しております。

2. 付与対象者である当社従業員3名は、当該新株予約権を80株放棄し、その結果、新株発行予定数は80株失効しております。

	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回
付与対象者の区分及び数	従業員 8名	従業員 2名 (注)1	従業員 1名
ストック・オプションの数	普通株式 180株	普通株式 190株	普通株式 40株
付与日	平成18年4月3日	平成18年7月18日	平成18年10月16日
権利確定条件	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。	新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日 (注)2	自 平成20年7月18日 至 平成28年4月2日	至 平成20年10月16日 自 平成28年4月2日
権利行使価格	100,000円	100,000円	100,000円

(注)1. 付与対象者である従業員1名は、その後、当社取締役に就任しております。

2. 平成19年8月31日開催の臨時株主総会において、新株予約権の行使期間を「自 平成20年4月3日 至 平成28年4月2日」から「自 平成20年4月3日 至 平成28年3月28日」に変更することを決議しております。

	平成19年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回	平成19年 ストック・オプション 第12回
付与対象者の区分及び数	従業員 1名	取締役 2名 従業員 21名	取締役 1名 従業員 4名
ストック・オプションの数	普通株式 50株	普通株式980株	普通株式 390株
付与日	平成19年1月4日	平成19年4月16日	平成19年7月17日
権利確定条件	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>	<p>新株予約権の権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場する日の前日までは新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成21年1月4日 至 平成28年4月2日	自 平成22年4月16日 至 平成29年3月29日	自 平成22年7月17日 至 平成29年3月29日
権利行使価格	100,000円	100,000円	100,000円

ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

a. スtock・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第2回
権利確定前(株) 前事業年度未 付与 失効・消却 権利確定 未確定残		60	260	105
権利確定後(株) 前事業年度未 権利確定 権利行使 失効・消却 未行使残		60	260	105

	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回
権利確定前(株) 前事業年度未 付与 失効・消却 権利確定 未確定残	90	160	60	80
権利確定後(株) 前事業年度未 権利確定 権利行使 失効・消却 未行使残	90	160	60	80

	平成17年 ストック・オプション 第6回	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回
権利確定前(株) 前事業年度未 付与 失効・消却 権利確定 未確定残		180	190	40
権利確定後(株) 前事業年度未 権利確定 権利行使 失効・消却 未行使残		180	190	40

	平成19年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回	平成19年 ストック・オプション 第12回
権利確定前(株) 前事業年度未 付与	50	980	390
失効・消却 権利確定 未確定残	50	980	390
権利確定後(株) 前事業年度未 権利確定 権利行使 失効・消却 未行使残			

b. 単価情報

(単位：千円)

	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成15年 ストック・オプション 第1回	平成16年 ストック・オプション 第2回	平成16年 ストック・オプション 第2回
権利行使価格(注)	5	5	50	50
公正な評価単価 (付与日)				

(注) 株式分割後の権利行使価格を記載しております。

(単位：千円)

	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成16年 ストック・オプション 第3回	平成17年 ストック・オプション 第4回	平成17年 ストック・オプション 第5回
権利行使価格	50	50	100	100
公正な評価単価 (付与日)				

(単位：千円)

	平成17年 ストック・オプション 第6回	平成18年 ストック・オプション 第7回	平成18年 ストック・オプション 第8回	平成18年 ストック・オプション 第9回
権利行使価格	150	100	100	100
公正な評価単価 (付与日)				

(単位：千円)

	平成19年 ストック・オプション 第10回	平成19年 ストック・オプション 第11回	平成19年 ストック・オプション 第12回
権利行使価格	100	100	100
公正な評価単価 (付与日)			

c. 本源的価値情報

(単位：千円)

	権利行使	未決済残
権利行使価格		100
自社株式の評価単価		100
本源的価値		
本源的価値の合計額		

(注) 1 本源的価値情報は、会社法施行日以後に付与したストック・オプションのうち、当事業年度末時点で権利未確定のもの(1,420株)を対象としております。

2 自社株式の評価単価は、平成19年12月31日時点で評価したものを利用しております。

(2) 自社株式の評価単価の算定方法

使用した評価技法

割引現在価値法(DCF法)

主な基礎数値及び見積方法

当社株式は、付与時点において非上場株式であり取引相場等は存在していないことから、一般的な業績評価方法であるDCF法を採用して企業評価を実施しました。

(3) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)																																						
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">研究開発費損金算入超過額</td> <td style="text-align: right;">4,544千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">24,197</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">604,905</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,053</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">634,700</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">634,700</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(繰延税金負債)</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">14,021</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">14,021</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引：繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">14,021</td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。</p>	研究開発費損金算入超過額	4,544千円	減損損失	24,197	繰越欠損金	604,905	その他	1,053	繰延税金資産小計	634,700	評価性引当額	634,700	繰延税金資産合計		(繰延税金負債)		その他有価証券評価差額金	14,021	繰延税金負債合計	14,021	差引：繰延税金負債の純額	14,021	<p>1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">研究開発費損金算入超過額</td> <td style="text-align: right;">4,544千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">50,783</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">775,728</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">1,434</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">655</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">833,146</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">833,146</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;"></td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左</p>	研究開発費損金算入超過額	4,544千円	減損損失	50,783	繰越欠損金	775,728	未払事業税	1,434	その他	655	繰延税金資産小計	833,146	評価性引当額	833,146	繰延税金資産合計	
研究開発費損金算入超過額	4,544千円																																						
減損損失	24,197																																						
繰越欠損金	604,905																																						
その他	1,053																																						
繰延税金資産小計	634,700																																						
評価性引当額	634,700																																						
繰延税金資産合計																																							
(繰延税金負債)																																							
その他有価証券評価差額金	14,021																																						
繰延税金負債合計	14,021																																						
差引：繰延税金負債の純額	14,021																																						
研究開発費損金算入超過額	4,544千円																																						
減損損失	50,783																																						
繰越欠損金	775,728																																						
未払事業税	1,434																																						
その他	655																																						
繰延税金資産小計	833,146																																						
評価性引当額	833,146																																						
繰延税金資産合計																																							

(持分法損益等)

当事業年度における「持分法損益等」については、連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

当事業年度における「関連当事者との取引」については、連結財務諸表における注記事項として記載しております。

前事業年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)		当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり純資産額	32,275円11銭	1株当たり純資産額	33,925円33銭
1株当たり当期純損失金額	4,042円02銭	1株当たり当期純損失金額	9,564円20銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成19年12月31日)	当事業年度 (平成20年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,435,920	1,807,202
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	1,435,920	1,807,202
1株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数 (株)	44,490	53,270

2 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
当期純損失(千円)	179,829	490,215
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失(千円)	179,829	490,215
普通株式の期中平均株式数(株)	44,490	51,255
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権13種類 (新株予約権の数 2,591個) これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	新株予約権13種類 (新株予約権の数 2,518個) これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
<p>平成20年2月20日及び平成20年3月4日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成20年3月24日に払込が完了いたしました。</p> <p>この結果、資本金は1,961,920千円、発行済株式総数は53,190株となっております。</p> <p>募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)</p> <p>発行する株式の種類及び数 : 普通株式 8,700株</p> <p>発行価格 : 1株につき 110,000円</p> <p>一般募集はこの価格にて行いました。</p> <p>引受価額 : 1株につき 101,200円</p> <p>この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。 なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。</p> <p>払込金額 : 1株につき 85,000円</p> <p>この金額は会社法上の払込金額であり、平成20年3月4日開催の取締役会において決定された金額であります。</p> <p>資本組入額 : 1株につき 50,600円</p> <p>発行価額の総額 : 739,500千円</p> <p>資本組入額の総額 : 440,220千円</p> <p>払込金額の総額 : 880,440千円</p> <p>払込期日 : 平成20年3月24日</p> <p>資金の用途 : 設備投資及び運転資金</p>	

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	
投資有価証券	その他 有価証券	クリスタルゲノミクス社	144,300	104,761
計			104,761	

【債券】

銘柄		券面総額(千円)	貸借対照表計上額(千円)	
有価証券	満期保有 目的の債券	大和証券SMBC(株) コマーシャル・ペーパー	200,000	199,817
計			199,817	

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等	貸借対照表計上額(千円)	
有価証券	その他 有価証券	(証券投資信託受益証券) フリー・ファイナンシャル・ファンド	200,388,049口	200,388
		三菱UFJキャッシュ・ファンド	381,173口	381
		(譲渡性預金) (株)三菱東京UFJ銀行		300,000
計			500,769	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	60,091	77,199	25,289	112,001	88,352	55,793 (49,680)	23,649
機械及び装置	18,594	2,290	1,083	19,801	18,221	4,022 (1,947)	1,580
工具、器具及び備品	199,410	193,993	10,814	382,589	204,669	84,641 (42,789)	177,919
有形固定資産計	278,097	273,482	37,187	514,392	311,243	144,456 (94,417)	203,149
無形固定資産							
商標権	950			950	364	95	585
ソフトウェア	2,892	15,004		17,896	4,338	2,212	13,558
ソフトウェア仮勘定	5,880	9,724	5,880	9,724			9,724
電話加入権	131			131			131
無形固定資産計	9,853	24,728	5,880	28,702	4,702	2,307	24,000
長期前払費用	30,353			30,353	16,947	16,947	13,405

(注) 1. 「当期償却額」のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。また、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備	BMA2階ドラフトチャンバー工事	13,610 千円
	BMA2階換気設備	14,604 千円
	BMA3階内装工事	5,875 千円
機械及び装置	自動設定中圧分取液体クロマトグラフ	2,290 千円
工具、器具及び備品	AutoFlex	30,000 千円
	核磁気共鳴装置(NMR)	24,500 千円
	ワークステーション	23,430 千円
	LabChip EZ Reader System	15,570 千円
	EnVison Xcite	11,428 千円
ソフトウェア	販売管理システム	10,532 千円

3. 建物附属設備の当期減少額は本社移転によるものであります。

4. 機械及び装置の当期減少額の内、876千円は本社移転によるものであります。

5. 工具、器具及び備品の当期減少額の内、4,153千円は本社移転によるものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金		499			499

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	706
預金	
普通預金	402,839
定期預金	400,000
預金計	802,839
合計	803,545

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
CarnaBio USA, Inc.	8,282
Kinase Detect	7,439
BioFocus DPI	2,451
エーザイ株式会社	2,168
LEO Pharma A/S	2,241
武田薬品工業株式会社	1,795
その他	10,977
計	35,355

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	次期繰越高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
63,704	460,414	488,764	35,355	93.2	39.3

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 製品

区分	金額(千円)
研究用試薬(タンパク質)	48,150
評価試験用キット	575
計	48,725

d 原材料

区分	金額(千円)
試薬	9,875
計	9,875

e 仕掛品

区分	金額(千円)
評価試験用キット	4
評価試験	1,683
研究用試薬(タンパク質)	5,925
計	7,613

f 貯蔵品

区分	金額(千円)
実験用消耗品	2,534
計	2,534

負債の部

a 買掛金

相手先	金額(千円)
キコーテック株式会社	1,608
計	1,608

b 未払金

相手先	金額(千円)
Caliper Life Sciences, Inc.	41,975
八洲薬品株式会社	36,617
株式会社スマートテクノロジーズ	23,928
辻寅建設株式会社	7,846
株式会社富士通九州システムエンジニアリング	5,449
その他	21,017
計	136,836

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
株券の種類(注)	1株券、10株券、100株券
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	
株式の名義書換え(注)	
取扱場所	東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.carnabio.com/japanese/ir/notification.html
株主に対する特典	なし

(注) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、平成20年12月19日開催の取締役会決議により平成21年1月5日を効力発生日とする株式取扱規定の改定を行い、該当事項はなくなっております。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

平成20年2月20日近畿財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年3月5日及び平成20年3月13日近畿財務局長に提出。

平成20年2月20日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第5期(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)平成20年3月31日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12条及び第19条(財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書を平成20年9月5日近畿財務局長に提出。

(5) 半期報告書

(第6期中)(自平成20年1月1日至平成20年6月30日)平成20年9月29日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月23日

カルナバイオサイエンス株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 寺 田 勝 基

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南 方 得 男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月28日

カルナバイオサイエンス株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 西 清

指定社員
業務執行社員 公認会計士 寺 田 勝 基

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 嘉 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年2月20日及び平成20年3月4日開催の取締役会決議に基づき、平成20年3月24日を払込期日とする公募増資を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月23日

カルナバイオサイエンス株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 寺 田 勝 基

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南 方 得 男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。